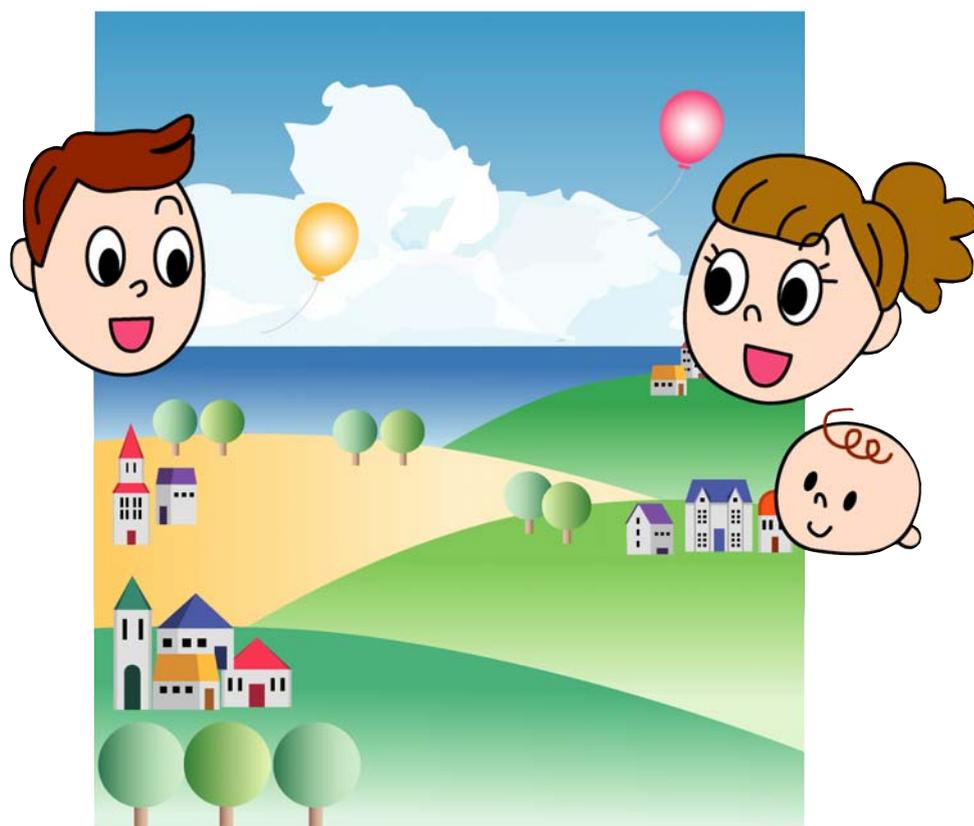


藤枝市男女共同参画第2次行动計画



藤枝市

男女が共に生き、共に輝くまち藤枝 を目指して



男女が、互いの人権を尊重しつつ、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

藤枝市では、男女共同参画を推進するための総合的な計画である第1次行動計画「藤枝市男女共同参画プラン」を平成9年に策定し、その見直し計画である「藤枝市男女共同参画後期行動プラン“ジャンプ21”」を平成15年に策定しております。

そしてこのたび本市では、男性も女性も性別にかかわらず、一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、計画期間を平成20年度から平成29年度までの10年間とした「藤枝市男女共同参画第2次行動計画」を策定いたしました。

この行動計画書は、①男女の人権の尊重②社会における制度及び慣行についての配慮③政策等の立案及び決定への参画④家庭生活と社会活動の両立⑤性の尊重と生涯にわたる健康の確保⑥国際協調の6項目を基本理念として掲げ、引き続き『男女が共に生き、共に輝くまち藤枝』を目標に、市の取り組むべき課題・事業が体系ごとに整理されております。

平成17年末には、国においても「第2次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、21世紀の最重要課題とされる男女共同参画社会の実現のため、法整備等が進んでおります。

今後は、この計画を基に市民の皆様一人一人にその必要性を認識していただき、事業者、市民団体等と行政が一体となり、連携を深めながら男女共同参画社会の実現に向け、総合的な推進を図りたいと考えております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました「男女共同参画プランふじえだ推進懇話会」の委員の皆様、そして意識調査にご協力をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成20年3月

藤枝市長 **松野 輝洋**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の基本理念と基本的な考え方	2
1 計画の基本理念	2
(1) 男女の人権の尊重	2
(2) 社会における制度及び慣行についての配慮	2
(3) 政策等の立案及び決定への参画	2
(4) 家庭生活と社会活動の両立	3
(5) 性の尊重と生涯にわたる健康の確保	3
(6) 国際協調	3
2 基本的な考え方	4
(1) 計画の性格	4
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の期間	4
第2章 計画策定の背景	5
I 男女共同参画に向けた取り組み	5
1 わが国の取り組み	5
2 静岡県の取り組み	6
3 藤枝市の取り組み	7
II 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き	8
III 男女共同参画を取り巻く藤枝市の状況	12
1 家庭の変化	12
2 少子・高齢化の進行	13
3 ますます重要になる地域の役割	14
4 変わる価値観と変わらない意識	15
5 変化する就業構造	16
6 進む地域レベルの国際化	17
7 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	18

第3章 計画の構成と視点	19
目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の確立	19
目標2 就労環境の整備	19
目標3 社会環境の整備	19
目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	20
目標5 性の尊重と健康づくり	20
目標6 国際協調	20
第4章 計画の体系図	21・22
第5章 計画の内容	23
目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の確立	23
1 男女の人権の尊重	24
2 男女共同参画意識の育成	25
3 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	26
目標2 就労環境の整備	27
1 就労における男女平等の実現	28
2 就労機会の拡大と充実	29
3 就労への意識と能力の向上	30
目標3 社会環境の整備	31
1 共同参画の学習及び活動できる地域づくり	32
2 活動の場づくり及び支援	33
3 政策方針決定過程への参画の推進	34
4 地域社会の一員としての参画機会の拡充	36
目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	37
1 個性を大切にできる子育て	38
2 仕事も生活も大切にできる環境づくり	39
3 育児・介護の支援	40

目標5	性の尊重と健康づくり	43
1	健康に対する意識の向上	44
2	生涯を通じた健康づくり	44
目標6	国際協調	45
1	国際的な理解と協調	46
第6章	計画の主な目標数値	47
1	(目標1) 人権の尊重と男女共同参画意識の確立	47
2	(目標2) 就労環境の整備	47
3	(目標3) 社会環境の整備	47
4	(目標4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	47
5	(目標5) 性の尊重と健康づくり	47
6	(目標6) 国際協調	47
第7章	計画の推進体制	48
資料		49
1	用語解説	49
2	「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21」特徴的施策5項目の数値目標	55
3	調査結果の概要	57
4	藤枝市男女共同参画推進条例	59
5	男女共同参画社会基本法	63
6	計画の策定経過	69
7	策定体制	70
8	男女共同参画プランふじえだ推進懇話会委員名簿	71
9	男女共同参画プラン推進会議委員名簿	72

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、誰もが自分の人生の主役として生きるため、男性にとっても女性にとっても学校・家庭・職場や地域などのあらゆる場において、互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会を目指しています。

そしてそれは、男女双方のメリットとなるだけでなく、老若男女すべての人が生き生きと生活する社会です。

藤枝市では、平成9年に10年間の行動計画である「男女共同参画プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成15年には見直し作業を行い「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21」を策定し、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、本市においては、子育て支援の体制や仕事と生活の両立のための就業環境の整備など男女共同参画を進めるための枠組みづくりは着実に進みましたが、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的役割分担意識を持つ人は今なお多く、政策や方針決定過程への女性の参画も未だ不十分な状況にあります。

一方、本市においても少子高齢化が予想以上の速度で進行し、団塊の世代が退職期を迎えるなど社会や経済も大きく変わるとともに、価値観や生き方も多様化しており、新しい社会・経済システムに柔軟に対応できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

こうした社会経済環境等の変化を踏まえ、「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21」の取り組みを評価・総括し、藤枝市の男女共同参画をさらに充実させるべく社会状況の変化に対応した新しい視点を取り入れ、「藤枝市男女共同参画第2次行動計画」を策定することとしました。

Ⅱ 計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女がお互いの人権を尊重し合い、一人一人が持っている個性や能力を発揮する機会が確保されること。

男女共同参画社会は個人が尊重される社会であり、その基礎にある理念は人権の確立です。

男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りが持てると同時に、一人一人の人間として敬意が払われる社会であり、個人が選んだ生き方の尊重や、個性や能力が十分に発揮される機会の確保、また、共に責任を担う社会の構築を目指します。

(2) 社会における制度及び慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会活動において自由な選択ができること。

改善されつつあるとはいえ、現在に至っても「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方や「男が主で女が従」とする考え方に基づく制度や慣行が見受けられます。

さらなる改善を進め、人々が個人として尊重され、多様な個性を発揮でき、活動において自由な選択ができる社会を目指します。

(3) 政策等の立案及び決定への参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定等に共に参画する機会が確保されること。

男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野における意思決定の場への男女対等な参画が必要ですが、現在では、まだ男性の占める割合が多くなっています。

男女の対等な参画については、単に参加するのではなく、政策、方針の決定の場に女性が積極的に参画する機会が確保されるよう取り組みます。

(4) 家庭生活と社会活動の両立

男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。

少子化、高齢化の進展や家族形態の多様化など社会情勢の急速な変化に対応すべく、男女が互いに協力し働き続けられる環境の整備が必要です。

仕事と育児・家族の介護を両立できることは、社会経済の活力を維持する上で重要であり、男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会と、地域社会の活動に男女が共に参画する社会を目指します。

(5) 性の尊重と生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康が配慮されること。

女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が子どもを安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。女性だけでなく男女の自立した暮らしのために、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して一人一人が自覚を持って取り組める社会を目指します。

(6) 国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係を有していることから、国際的な理解及び協調の下に行われること。

男女の人権の尊重は、在住外国人に対しても言えることです。

男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会と密接な関係を有していることから、情報収集や情報提供に努め、歩調を合わせた取り組みを進めます。

2 基本的な考え方

(1) 計画の性格

この計画は、「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21」の見直し計画で、市民と行政、地域や企業が協力して取り組むべき方向を示したものです。

また、計画策定に当たっては、市民アンケートを実施し、意見や提案を反映した計画となっています。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、この計画は、「藤枝市総合計画」の部門別計画であり、施策の推進にあたっては、総合計画との整合を図ります。

(3) 計画の期間

この計画は、平成29年度を目標年次とし、平成20年度からの10年間を計画の期間とします。なお、時代に即した社会状況や意識の改革などに対応して、適切な見直しや内容の改善を図っていきます。



第2章 計画策定の背景

I 男女共同参画に向けた取り組み

1 わが国の取り組み

わが国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みとも連動しながら、着実に進められてきました。この不断の努力は、平成11年に男女共同参画社会基本法の成立という形で結実し、わが国の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言えます。

しかし、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになります。そのため、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、国では21世紀を迎えたわが国社会にとっての最重要課題と位置づけています。

わが国では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。平成17年には見直し作業を行い、男女共同参画基本計画（第2次）が策定されています。

男女共同参画基本計画（第2次）のポイント

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②女性のチャレンジ支援
- ③男女雇用機会均等の推進
- ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- ⑤新たな分野への取り組み
- ⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進
- ⑦男性にとっての男女共同参画社会
- ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す

2 静岡県の取り組み

静岡県では、平成8年に「男女が共に創るしずおかプラン」を策定し、翌年には「男女が共に創るしずおかプラン推進計画（アクションプログラム）」を策定しました。その後、平成13年には「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年には「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」を策定して、誰もが生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成19年2月には「後期実践プラン（2007～2010）」が策定され、男女共同参画社会実現に向けた取り組みをさらに推進することとしています。

男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”後期実践プランのポイント

- ①県の率先した取り組みによる女性登用の促進
- ②チャレンジ支援による様々な分野における女性の活躍の促進
- ③戦略的な広報展開による男女共同参画に関する正しい理解の促進
- ④就業環境・慣行の見直しによる仕事と家庭の両立支援の促進
- ⑤新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進
- ⑥民間団体や企業等の自主的な取り組みの促進
- ⑦配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護に関する施策の推進
- ⑧男女共同参画センター「あざれあ」の機能強化による男女共同参画の一層の推進
- ⑨あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った関連施策の立案・実施



3 藤枝市の取り組み

藤枝市では男女共同参画社会の実現を目指し、平成9年に10年間の行動計画である「男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応するため平成15年には見直し作業を行い、「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21」を策定しています。この後期行動プランでは、藤枝市の特徴的施策として5つの数値目標を掲げ実践してきました。

この間、啓発情報誌「よおーいどん」（平成13年～平成16年）と「らんらん」（平成17年～）を発行し、平成14年には男女共同参画社会の実現に向けた市民参加の活動拠点として男女共同参画推進センター「ぱりて」を開設し、市民フォーラム・市民大学・団体支援事業等により市民への意識啓発を図ってきました。

また、平成12年度より男女共同参画推進モデル地区事業を開始しましたが、この事業は男女共同参画の視点で自分の生活を家庭や地域社会を通じて問い直すもので、毎年1地区ずつ行ってきました。すでに広幡、大洲、西益津、葉梨、高洲、稲葉が終了し、平成19年度は青島南で取り組んでいます。

また、平成17年度より優良モデル企業の表彰を行ってきました。これは個人の能力活用や仕事と家庭の両立支援、また男女が共に働きやすい環境づくりなどに積極的に取り組む市内の企業を表彰するもので毎年10社を選考し2社を決定してきました。

さらにドメスティック・バイオレンス（DV）を含む女性の悩み相談として女性相談を平成14年に開設するなどの各種施策を展開してきました。

また、平成19年11月市議会において、藤枝市男女共同参画推進条例が制定され、平成20年4月から施行されます。

尚、平成20年3月には「藤枝市男女共同参画第2次行動計画（平成20年度～平成29年度）」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがさらに推進されることとしています。



Ⅱ 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き

年次	国連等	国内
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」始まる 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定
1978年 (昭和53年)		
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 	
1981年 (昭和56年)		
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「国籍法」改正
1986年 (昭和61年)		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（総理府）
1988年 (昭和63年)		
1989年 (平成元年)		
1990年 (平成2年)		
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」公布
1992年 (平成4年)		
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校で技術・家庭科の男女共修実施

年次	静岡県	藤枝市
1975年 (昭和50年)		
1976年 (昭和51年)		
1977年 (昭和52年)		
1978年 (昭和53年)		
1979年 (昭和54年)		
1980年 (昭和55年)		
1981年 (昭和56年)		
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		
1985年 (昭和60年)		
1986年 (昭和61年)	・「婦人のための静岡県計画」策定	
1987年 (昭和62年)		
1988年 (昭和63年)		
1989年 (平成元年)		
1990年 (平成2年)		
1991年 (平成3年)		
1992年 (平成4年)		
1993年 (平成5年)	・静岡県女性総合センター“あざれあ”開館	

年次	国連等	国内
1994年 (平成6年)		・高等学校で家庭科の男女必修実施
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連絡会議発足
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正労働基準法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「児童虐待の防止に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業法」施行
2003年 (平成15年)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成対策推進法」公布・一部施行
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「児童虐待の防止に関する法律」改正
2005年 (平成17年)	・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)	・「第2次男女共同参画基本計画」策定
2006年 (平成18年)	・第50回国連婦人の地位委員会	・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議
2007年 (平成19年)		

年次	静岡県	藤枝市
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会社会教育課「女性行政担当係」設置 ・女性団体の連合体として「ふじえだ女性の会」発足
1995年 (平成7年)		
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に創るしずおかプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤枝市女性行政推進会議」発足 ・「藤枝市男女共同参画市民懇話会」発足
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「藤枝市男女共同参画プラン」策定
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ・総務部企画調整課「女性政策担当」設置 ・「藤枝市男女共同参画プラン推進会議」発足
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじのくに・男女共同参画の日」制定（7月30日） ・全国ではじめてユニバーサルデザインに取り組む 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定 ・「しずおかユニバーサルデザイン行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進モデル地区事業」開始
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県男女共同参画推進条例」公布・施行（7月24日） ・「静岡県男女共同参画会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会「男女共同参画推進室」設置 ・情報誌「よおーいどん」発行 ・市民意識調査実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部「男女共同参画課」設置 ・男女共同参画推進センター「ぱりて」開設
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県男女共同参画基本計画」“ハーモニックしずおか2010”策定 ・「しずおか男女共同参画推進会議」設立 ・県女性総合センターから県男女共同参画センターに名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤枝市男女共同参画・後期行動プラン“ジャンプ21”」策定 ・「ふじえた女性の会」が「ぱりて」に移行
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県男女共同参画白書」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良モデル企業表彰審査委員会設置 ・ぱりての先駆活動が県知事褒章受賞
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「しずおか次世代育成プラン」策定 ・しずおか女性チャレンジサイト開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回優良企業市長褒章授与 ・企業への啓発資料「ひといきいき」を発行
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・市民部「男女共同参画課」設置 ・第2回優良企業市長褒章授与
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・“ハーモニックしずおか2010”後期実践プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回優良企業市長褒章授与 ・男女共同参画推進条例制定 ・男女共同参画第2次行動計画策定

Ⅲ 男女共同参画を取り巻く藤枝市の状況

近年、社会や経済の状況は、急速に変化しています。こうした中、法律の改正や国における男女共同参画基本計画の改訂も行われ、新しい時代にふさわしい新たな施策の展開が求められています。

1 家庭の変化

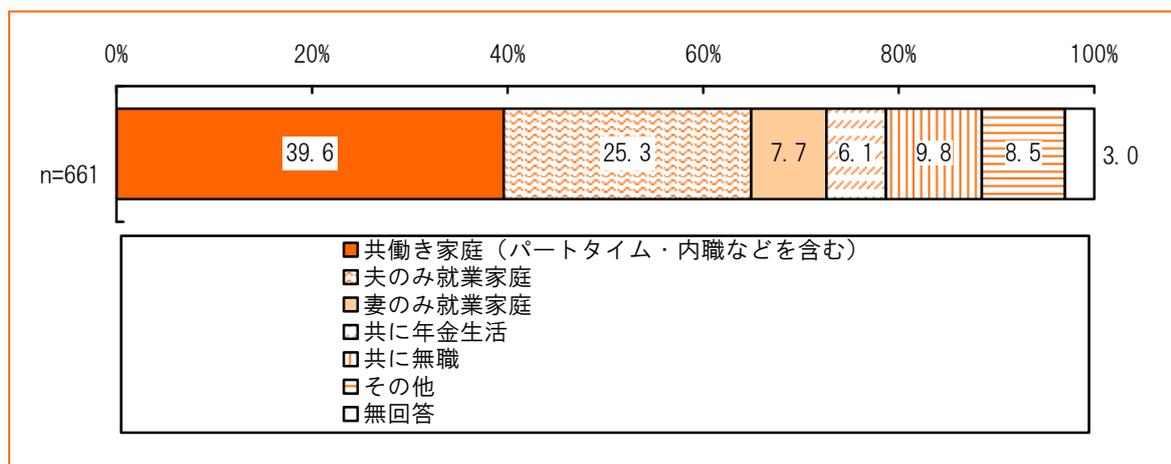
平成17年の国勢調査結果を20年前にあたる昭和60年と比較してみると、一般世帯数は1.4倍増加しています。それと同じように核家族世帯数も1.4倍増加しています。なお、働く女性は増えており、仕事を続けながら家事・育児・家族の介護を女性だけで担うことは困難になりました。女性と男性がともに仕事と家事・育児・家族の介護を両立できるようにすることは、経済社会の活力を維持する上でも重要なことです。そのため、女性と男性が仕事と家庭を両立させながら、家族としての責任を果たすことができる社会の形成が求められています。なお、夫婦のみの世帯や単身世帯も増加しており、安心して老いることのできる社会の形成も求められています。

世帯構造の変化

	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	(世帯数)	(%)								
核家族世帯	18,591	62.2	20,729	61.8	22,956	61.4	25,243	61.7	26,595	61.6
夫婦のみ	3,188	10.7	4,477	13.3	6,051	16.2	7,659	18.7	8,642	20.0
夫婦と子供	13,700	45.9	14,303	42.6	14,475	38.7	14,612	35.7	14,399	33.3
片親と子供	1,703	5.7	1,949	5.8	2,430	6.5	2,972	7.3	3,554	8.2
その他の親族世帯	8,249	27.6	8,787	26.2	9,000	24.1	8,865	21.7	8,612	19.9
非親族世帯	24	0.1	5	0.0	80	0.2	113	0.3	185	0.4
単身世帯	3,008	10.1	4,020	12.0	5,374	14.4	6,715	16.4	7,787	18.0
全世帯数	29,872	100.0	33,541	100.0	37,410	100.0	40,936	100.0	43,179	100.0

資料：国勢調査

夫婦の就業形態



資料：H18男女共同参画に関する意識調査

2 少子・高齢化の進行

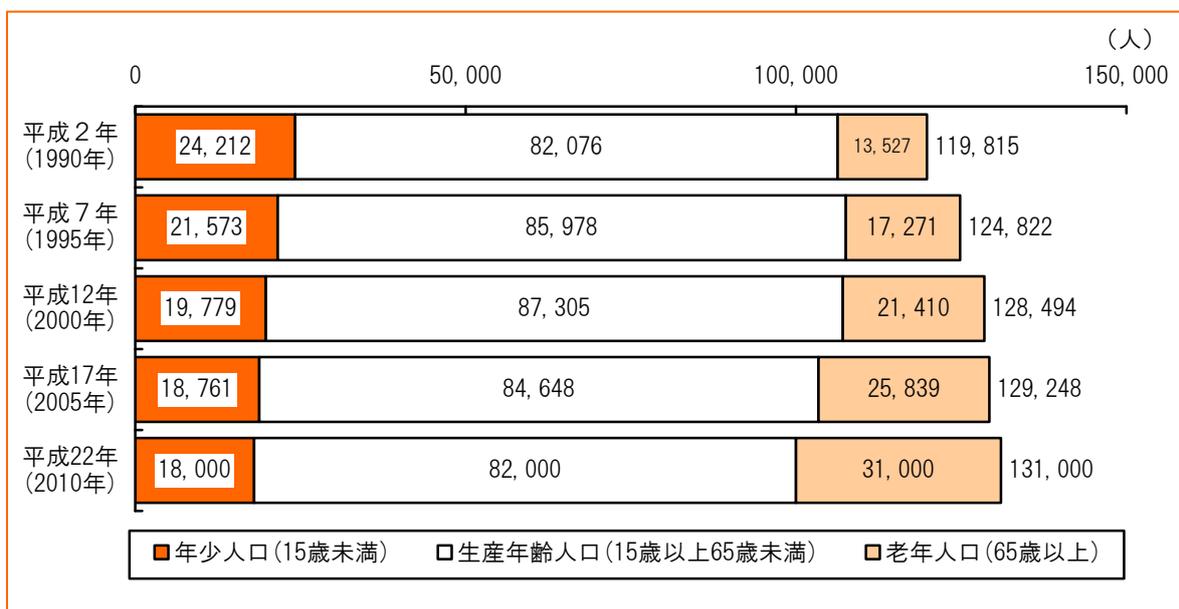
わが国では、平均寿命の大幅な伸びによる高齢化と出生数の減少による少子化が世界に例を見ない速度で進展しています。藤枝市でも今後、さらに高齢化と少子化が進み、また、山間地域では若い世代の人口流出が続くものと予想されます。こうした社会において、深刻な問題のひとつは高齢者の介護問題です。高齢者の中でも女性の占める割合が高いこと、また、介護を主に女性が担っている現状から、高齢者の介護問題は女性問題と密接な関係があります。

一方、少子化の影響は今後長期にわたるものと予想されます。税を負担するなど、一人前に成長するまでには約20年かかります。この20年の間には、団塊の世代と呼ばれる人々が75歳以上の後期高齢者となり、介護を必要とする可能性が飛躍的に高まります。

藤枝市では、平成22年には高齢化率23.7%、すなわち市民の約4人に1人が高齢者という社会、15歳未満の年少人口は13.7%、すなわち市民の約7人に1人が中学生以下という社会を予想しています。

育児・介護を、いかに女性だけの役割にさせない社会を実現するか、大きな課題です。

総人口・階層別人口



資料：第4次藤枝市総合計画・後期計画

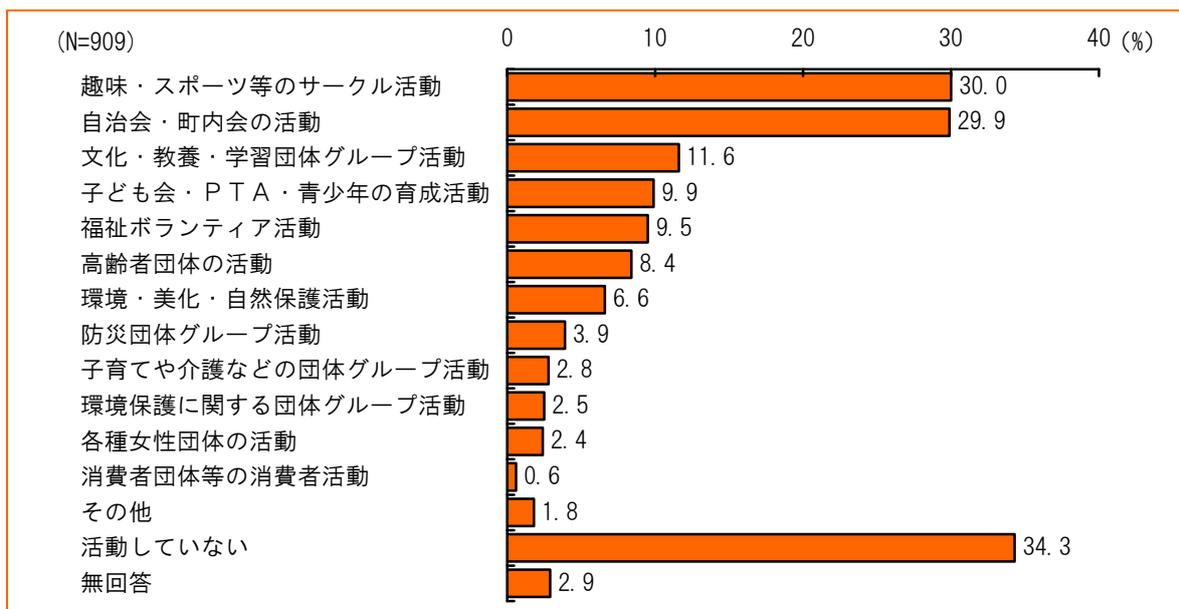
3 ますます重要になる地域の役割

都市化が進むと身近な自然環境は生活から遠のき、近隣との人間関係や連帯感が薄れ、地域の様々な行事や伝統的な文化、歴史なども失われていくことが懸念されます。

中山間地域では、若い世代が都市に流れ、過疎化とともに高齢化が著しい速さで進んでいますが、今後都市部においても、団塊の世代の退職時期を迎え、地域の様子に変化していくものと予想されます。

こうした中、地方分権の受け皿をつくるための行政区域の広域化を目指す市町村合併が進められる一方、コミュニティなどのより小さな生活圏における住民自治の確立が求められています。少子化、高齢化、人口減少などの要素があいまって、「地域」が果たすべき役割はますます重要になっていきます。この期待に応えていくために、市民各世代の男女が協力して展開する地域活動が求められています。

取り組んでいる地域グループ活動



資料：H18市民意識調査

藤枝市ボランティア登録団体（平成19年3月末）

種別	団体数	加入者数	種別	団体数	加入者数
高齢者支援	2	29	地域活動	15	379
市内施設・事業所支援	12	226	子育て支援	20	462
障害者（児）支援	21	502	一般・その他	16	410
地区社協事業（サロン・会食会含）	59	1,443	合計	145	3,451

資料：藤枝市社会福祉協議会

4 変わる価値観と変わらない意識

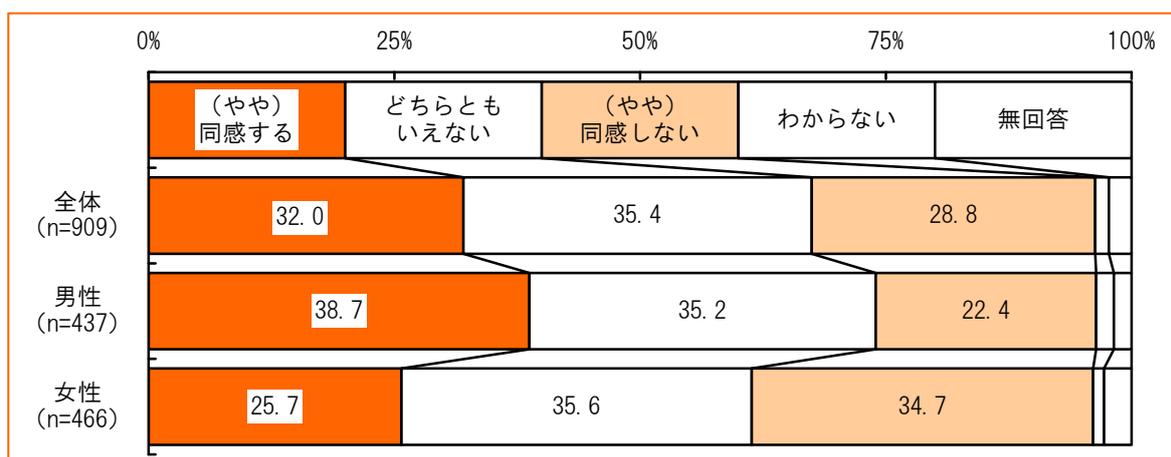
所得水準の向上や労働時間の短縮などによって、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさ、また、生活の潤いやゆとりを求めるように変化してきました。

この変化の中で、人々のライフスタイル（生活様式）は多様化・個性化し、この傾向はさらに進むものと考えられます。人々の価値観の変化に対応して、伝統的な男女役割分担意識も問題にされ、男女の就労機会の平等化や女性による地域づくりへの参画に期待が高まっています。

しかし、平成13年度の調査と平成18年度の調査の結果を比較すると、「男は仕事、女は家事」という考え方に肯定的な人の割合と、否定的な人の割合に大きな差はみられません。

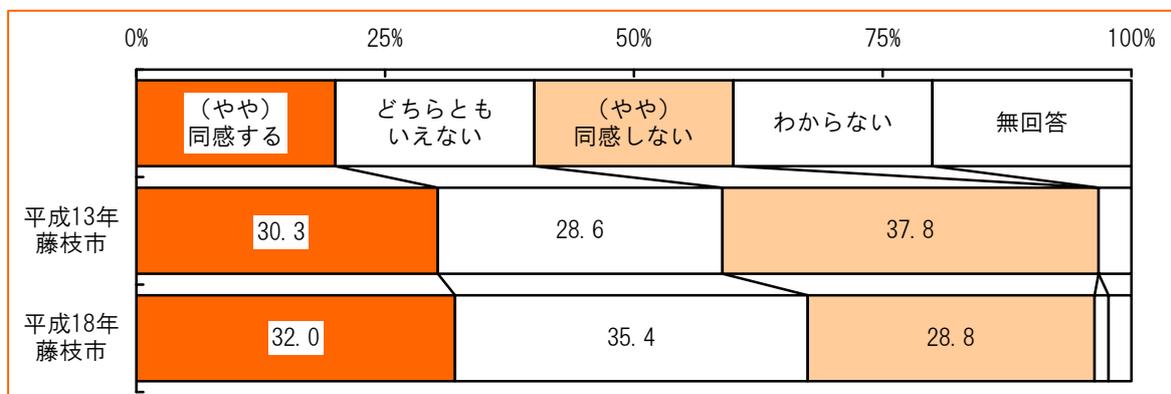
女性の社会参加に対する選択の幅とその機会が広がり、女性の社会進出は一層進む傾向にあります。男女共同参画意識の普及はこれからも重要な課題の一つであると言えます。

夫は外で働き、妻は家で家庭を守るという考え方への同感度



資料：H18男女共同参画に関する意識調査

役割固定観念意識の状況



資料：H18男女共同参画に関する意識調査

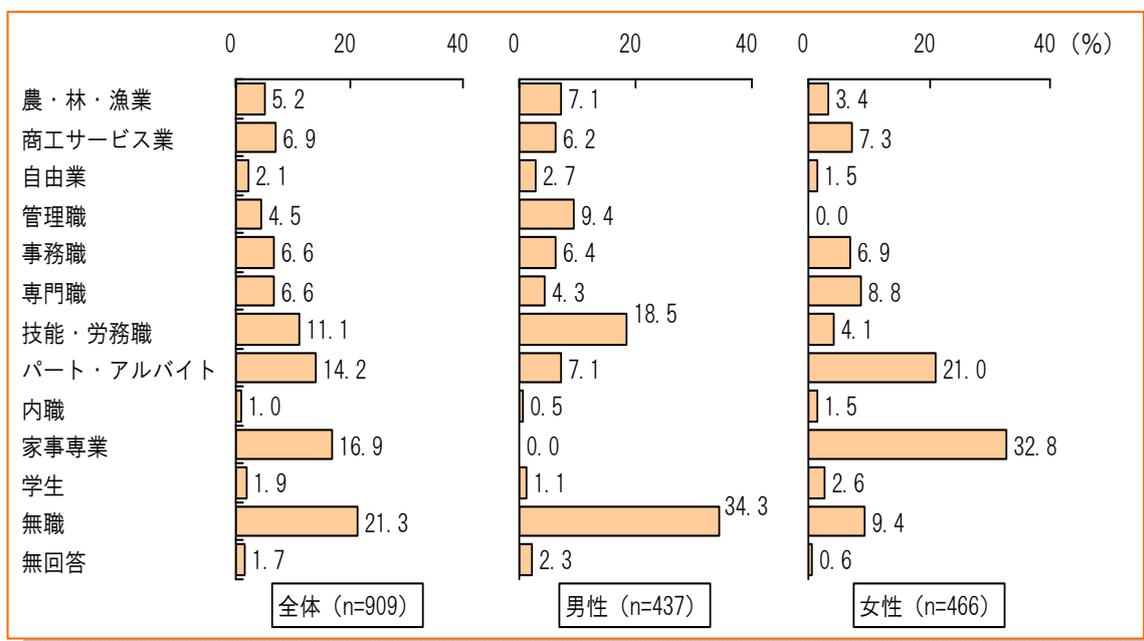
※平成13年度は平成18年度と質問の仕方が多少違いますが、内容が同じなので比較しています。

5 変化する就業構造

「改正男女雇用機会均等法」や「改正育児・介護休業法」などの法整備により、女性が働きやすい社会づくりは、一歩ずつ前進しています。こうした中、高速通信網の普及に伴う在宅勤務、人材派遣やフリーターなどの個人の都合に合わせた働き方や、企業におけるフレックスタイム制度の導入などにより、就労の形態が多様化してきており、現在はワークシェアリングという考え方が注目されています。女性が就労することは、自らの経済の安定と共に能力を発揮することにより、少子化のもとで社会活力を維持するためにも不可欠なものとして期待されます。

しかし、職場の内外に固定的な性別役割分担のしくみが根強く残り、職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、法制度の実質的な普及には至っておらず、女性の就労をめぐる克服されなければならない課題は少なくありません。

現在の職業



資料：H18男女共同参画に関する意識調査

《平成18年度調査 職場での男女の不平等を感じることの上位3項目》

	1位	2位	3位
全体 (n=407)	給料・賃金 66.6%	昇格・昇進 48.9%	雇用条件 31.2%

資料：H18男女共同参画に関する意識調査

《平成13年度調査 職場での男女の不平等を感じることの上位3項目》

	1位	2位	3位
全体 (n=269)	給料・賃金 65.4%	昇格・昇進 39.4%	職域・職種 33.1%

資料：H13男女共同参画に関する意識調査

6 進む地域レベルの国際化

国際化が急速に進む中、国と国との相互関係が緊密になるとともに、外国との交流は国レベルにとどまらず、地域や市民レベルで活発に行われるようになっていきました。

その結果、世界の情勢が政治・経済・文化・社会のあらゆる面で市民生活に直接影響を与え、国際社会は市民にとって大変身近なものになってきています。

わが国の人口は減少時代を迎えました。一方、藤枝市の平成19年3月末の外国人登録者数は1,300人に迫り今後もますます増加が予想され、文化・言語・生活習慣の違いにより問題も増加することが予想されます。こうした中、市民生活や地域社会のレベルで、外国人との交流や相互理解を積極的に促進することが求められています。

こうした地域レベルでの国際交流と相互理解の積み重ねが、世界の平等・開発・平和の推進の礎になっていきます。

外国人登録人口

(各年3月31日現在)(人)

国名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ブラジル	425	396	418	379	350	331	343	356
韓国	97	96	91	89	96	96	87	85
フィリピン	108	121	141	182	282	287	145	158
中国	86	100	120	133	145	187	234	286
ペルー	94	118	117	125	146	157	158	164
北朝鮮	27	21	23	24	14	15	15	13
インドネシア	25	32	34	24	31	30	21	32
アメリカ合衆国	12	14	17	15	20	20	14	18
アルゼンチン	18	17	22	19	22	25	20	20
タイ	11	10	12	10	12	10	16	15
マレーシア	7	7	5	5	5	5	6	6
イギリス	7	12	13	9	9	6	4	5
オーストラリア	5	4	3	4	3	3	4	5
カナダ	8	8	7	6	7	9	9	6
ニュージーランド	3	3	3	5	5	4	4	3
パキスタン	4	2	2	2	2	4	4	4
その他	21	30	37	49	60	63	89	119
合計	958	991	1,065	1,080	1,209	1,252	1,173	1,295

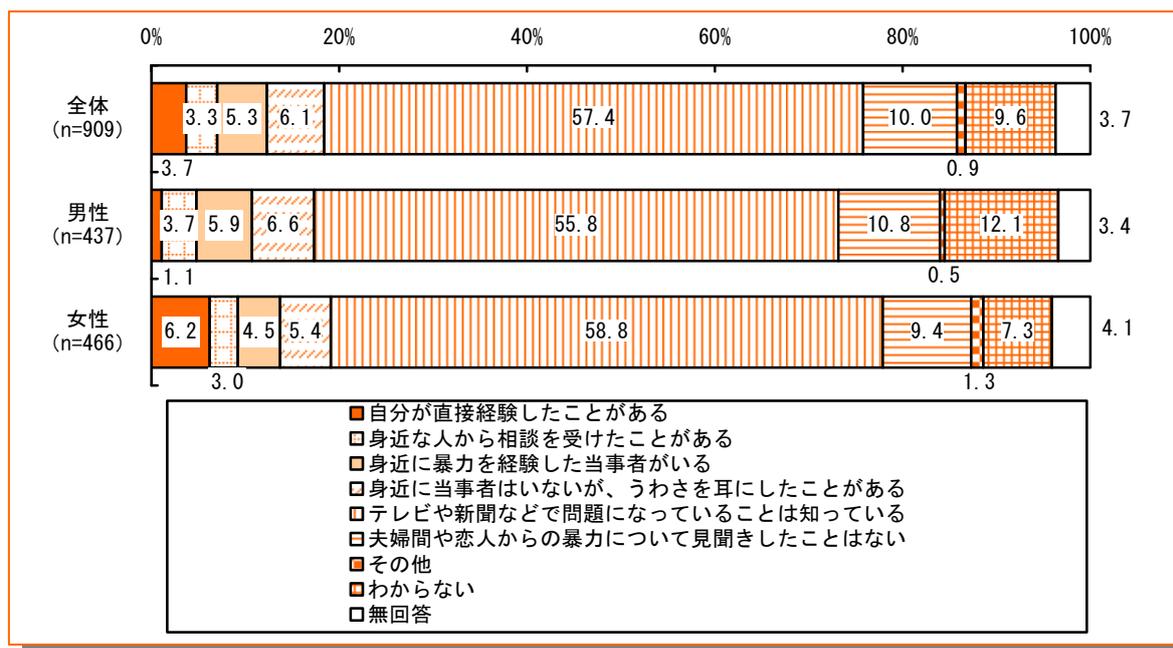
資料：藤枝市市政報告書

7 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

わが国では、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されています。しかし、配偶者からの暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」に対しては社会の理解もまだ不十分です。また、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの迷惑行為は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて、社会全体で努力していくことが必要です。

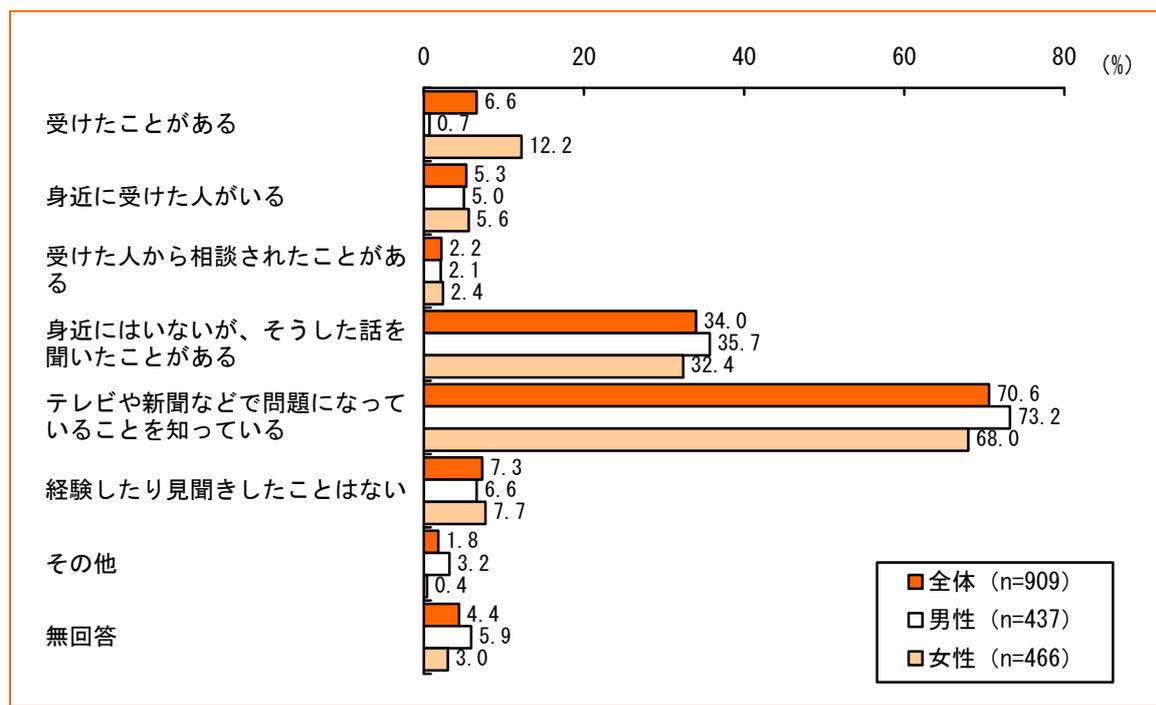
夫婦間や恋人からの暴力について

資料：H18男女共同参画に関する意識調査



セクシュアル・ハラスメントについて

資料：H18男女共同参画に関する意識調査



第3章 計画の構成と視点

この計画は、藤枝市の男女共同参画社会をさらに進展させるため、6つの目標を中心に構成しています。

目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

女性と男性がお互いの人格を尊重しあい、一人一人が持っている個性や能力を発揮し、活躍できる社会をつくることが極めて重要であり、基本的なことです。

今日の男女共同参画社会の状況は、以前に比べ、制度面ではある程度成長したと考えられます。

しかし、就労面でのセクシャル・ハラスメント問題、家庭面でのドメスティック・バイオレンス（DV）などは、昨今の新聞紙上を賑わし続けています。こうした状況を改善するための成熟した人権感覚の育成と、実際の問題に対応していくための相談、保護などの仕組みの充実が必要と考えられます。

目標2 就労環境の整備

就労者にとっては、働くことは生活の大きな部分を占めるものです。男性も女性もお互いに働きやすい就労環境の整備、働きたいという希望を持つ女性がチャレンジしやすい環境の整備のため、社会制度や慣行の見直しが必要です。

改善されつつあるとはいえ、平成18年度市民意識調査によると職場での男女の不平等を感じることに上位に「給料・賃金」（66.6%）、「昇格・昇進」（48.9%）、「雇用条件」（31.2%）などが入っています。

これらを踏まえ、女性だけでなく男性も働きやすい職場づくり、働くことを希望する女性がチャレンジできる環境づくりが必要と考えられます。

目標3 社会環境の整備

社会の構成員である男性と女性が対等に自分たちの考えを述べ反映できる社会、団塊の世代や高齢者が地域づくりに参画できる社会環境の整備が必要です。

地方自治は大きな転機を迎え、自己決定、自己責任のもとにまちづくりを進めることが求められており、今後、ますます地域の存在が大きくなってきます。社会の構成員である女性が自分たちの考えを反映できるように、政策方針決定への参画は、なくてはならないものです。男性と女性がともに発言し、ともに地域づくりに参画する環境の整備が必要になります。

また一方で、団塊の世代や高齢者が地域づくりに参画できる機会の拡大や、地域で自由に活動できる環境の整備など、地域づくりをともに行う土壌づくりが課題となります。

目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女共同参画社会が進展しているとはいえ、現在でも男性は仕事に、女性は家庭に偏りがちな状況は根強く残っています。男性も女性もお互いが、仕事と生活に充実感を感じるためには、仕事と生活のバランスがとれた生き方が必要です。

事業所において育児休業制度や介護休業制度の導入は義務化されていますが、平成18年度市民意識調査によると、女性が働く上での障害として「育児・介護休暇が取得しにくい」ことが1位になっています。

例えば、女性だけが家事・育児・介護に追われるのではなく、男性も子どもも協力し合う家庭。男性が長時間労働に追われるのではなく、家事や育児に参画できる時間を確保できる職場。このように、仕事と生活のバランスがとれる生き方を支援できる仕組みが必要になります。

目標5 性の尊重と健康づくり

日本人の平均寿命は年々伸びています。性別や年齢に関わらず誰もが社会の一員として活動するために、健康づくりを推進することが必要です。

家庭生活や地域生活を営んだり就労するためには、健康であることが大切です。したがって、市民一人一人の自助努力をはじめ、地域における健康づくり、行政が行う公的な支援を上手に組み合わせ、健康づくりを実施していくことが必要になります。

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、性差に応じた的確な医療などが必要になります。

目標6 国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係を有していることから、国際的な理解及び協調の下に行われることが必要です。

男女共同参画の実現に向けて、国際的な規模や基準を積極的に取り入れ、身近に在住する外国人との交流や国際理解を深めることが大切です。

第4章

計画の体系図

総合目標

基本目標

重点目標

施策の方向

男女が共に生き共に輝くやすらぎといるおいのある社会

目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の確立 (基本理念1, 2, 5)	1 男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚の向上 ・人権感覚をみがく機会の充実 ・互いの性の尊重
	2 男女共同参画意識の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にしばられた慣行の見直し ・職員の人権感覚の向上 ・参画意識の調査・研究
	3 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者、パートナー等からの暴力の防止 ・セクシュアル・ハラスメントの防止 ・性犯罪等の防止
目標2 就労環境の整備 (基本理念1, 2, 4)	1 就労の場における男女平等の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の向上 ・待遇の男女平等 ・モデル企業の情報の活用
	2 就労機会の拡大と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方の拡大 ・均等な雇用機会の確保
	3 就労への意識と能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・就労意識の向上 ・仕事に活かせる能力の向上 ・女性の人材発掘と育成
目標3 社会環境の整備 (基本理念1, 2, 3)	1 共同参画の学習及び活動できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での共同参画の学習及び実践 ・地域で自由に活動できる環境の整備 ・地域づくりへの積極的参加
	2 活動の場づくり及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・共同参画を目指す主体的な活動の支援 ・活動拠点の充実 ・地域で活動できる場の提供
	3 政策方針決定過程への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・政策方針決定過程への女性の参画の推進 ・共同参画社会を目指す啓発 ・女性のチャレンジを支援するための情報や学習機会の提供
	4 地域社会の一員としての参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の社会参画の機会の拡充
目標4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) (基本理念4)	1 個性を大切にする子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・個性を大切にした子育て ・個性を大切にした子育て支援
	2 仕事も家庭も大切にできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に家族の一員としての協力関係の構築 ・男女が対等に責任をもち仕事と育児・介護ができる環境づくり ・ひとり親家庭の自立支援
	3 育児・介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイル(生活様式)に対応した子育ての支援 ・相談機能の充実 ・高齢者が暮らしやすい生活環境づくり ・介護保険制度の有効活用 ・ユニバーサルデザインのまちづくり
目標5 性の尊重と健康づくり (基本理念5)	1 健康に対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に対する意識の向上
	2 生涯を通じた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた女性の健康支援 ・女性の健康を脅かす問題についての対策の推進
目標6 国際協調 (基本理念6)	1 国際的な理解と協調	<ul style="list-style-type: none"> ・国際理解の促進 ・国際交流の充実 ・地域に在住する外国人との共生の促進

第5章 計画の内容

目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

女性と男性がお互いの人格を尊重しあい、一人一人が持っている個性や能力を發揮し活躍できる社会をつくるのが極めて重要であり、基本的なことです。

これまで藤枝市でも、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが行われてきました。以前に比べ、男女共同参画社会は進展しつつあります。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的な役割分担意識はいたるところに残っています。

藤枝市において平成18年に実施した、男女共同参画に関する市民意識調査でも、「夫は外で働き、妻は家で家庭を守る」という考え方に『同感する』(32.0%)が『同感しない』(28.8%)を上回っています。

性別による固定的な役割分担を前提とした制度・慣行は、今後の男女共同参画の推進を阻害し、個人の生き方を制約し、個性や能力の發揮を妨げる大きな要因となっています。

男性も女性も性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するためには、互いの人権を尊重しあい男女共同参画意識を確立することが大切です。

各分野での男女の平等度 (H18 市民意識調査より)

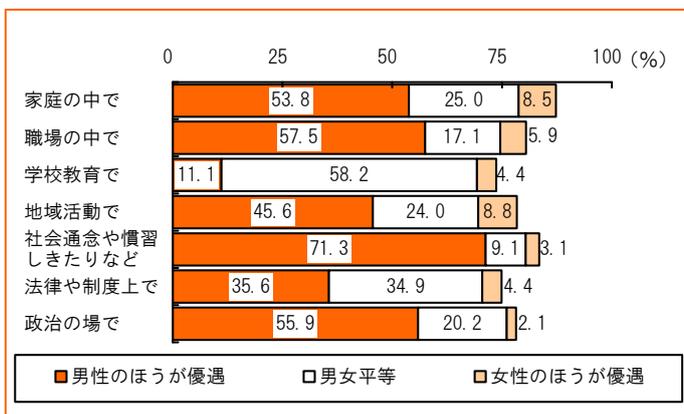
程度を問わず、どの分野でも「女性の方が優遇されている」と思っている人(いずれも1割以下)より、「男性の方が優遇されている」と思っている人の割合が非常に高くなっています。

「男女共同参画社会」の認知度 (H18 市民意識調査より)

「男女共同参画社会」という言葉を知っているという人は約8割、その中で意味もわかっている人は4割にとどまっています。

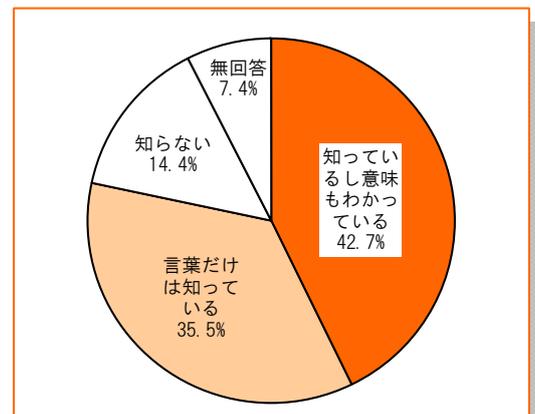
平成14年の調査では、意味も知っている人は2割強であり、認知度はあがっているとはいえ、さらなる周知が必要です。

各分野での男女の平等度



資料:H18男女共同参画に関する意識調査

「男女共同参画社会」の認知度



資料:H18男女共同参画に関する意識調査

1 男女の人権の尊重

・人権感覚の向上

事業名	内 容	所管課
人権教育及び教育活動の充実	▲ 年齢・性別・国籍・障害などを越えた人権尊重の教育の推進とともに、学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動などを通して、役割分担における男女の偏りの解消を指導する	社会教育課 学校教育課
人権擁護委員会による各種啓発活動の実施	▲ 人権擁護委員会による各種啓発活動を実施する	市民相談室
人権啓発講演会等の開催	▲ 人権啓発をテーマにした講演会等を開催する	社会福祉課
公民館だよりを通じての情報提供	▲ 公民館だよりを通じて、男女共同参画についての情報提供をする	公民館

・人権感覚をみがく機会の充実

事業名	内 容	所管課
PTA活動での取り組み	▲ PTA活動を通して、講習会・学習会等で人権意識を高める	学校教育課
性教育の充実	▲ 小学生から中学生までの成長段階に応じた指導方法や教材について研究する	学校教育課
技術・家庭科教育の充実	▲ 男女が共に技術・家庭科学習をするため、教材の開発や指導方法や授業改善の研究、固定的役割分担の是正と学習内容の充実を図る	学校教育課
家庭教育学級の充実	▲ 家庭教育学級において男女共同参画に関する社会的な事例や家庭における共同参画等を学習テーマとして取り上げる	社会教育課
出前講座の開催	▲ 男女共同参画に関する出前講座を開催する	社会教育課

・互いの性の尊重

事業名	内 容	所管課
学校における道徳教育の充実	▲ 男女が道徳の学習や活動を通じて互いの性を尊重する心を育てる教育を推進する	学校教育課

2 男女共同参画意識の育成

・性別にしばられた慣行の見直し

事業名	内 容	所管課
家庭向けの啓発資料の作成	▲ 男女平等と固定的役割分担の是正を目指す家庭教育の必要性や、その具体的な進め方を示すパンフレットを作成し配布する	学校教育課
行政刊行物の表現についての見直し	▲ 各課の刊行物について、性別役割分担を固定化するような表現や用語などを見直す	関係各課

・職員の人権感覚の向上

事業名	内 容	所管課
市職員への研修の実施	▲ 市職員研修へ男女共同参画に関するテーマを組み職員への啓発を図る	人事課
男女平等に関する教育についての研究	▲ 教職員による研修会の開催や道徳・教科等の資料や教材の開発を推進する	学校教育課
学校運営の推進	▲ 教職員の資質を高め、男女共同参画による学校運営を推進する	学校教育課

・参画意識の調査・研究

事業名	内 容	所管課
意識調査の実施	▲ 市民意識調査、職員意識調査を実施する	男女共同参画課
関連データの収集・分析	▲ 国、県、他市等、関連データの収集と活用を図る	男女共同参画課



3 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

・配偶者、パートナー等からの暴力の防止

事業名	内 容	所管課
女性相談事業	▲ ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む、女性の悩み相談に対応するため、専門の女性相談員を配置する	児童課 男女共同参画課
ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待の防止などの市民意識の啓発	▲ ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待の防止などについて、出前講座やポスター、パンフレットにより市民意識を高める	児童課 社会福祉課 男女共同参画課

・セクシュアル・ハラスメントの防止

事業名	内 容	所管課
セクシュアル・ハラスメントの防止	▲ 事業主は、啓発パンフレットやポスターなどの配布を行い、セクシュアル・ハラスメントの防止を図る	商工課 男女共同参画課

・性犯罪等の防止

事業名	内 容	所管課
相談体制の充実	▲ 性の問題や薬物問題等について、相談を担当及び養護職員が連携して行うことにより、指導の充実を図る	学校教育課
安全・安心のまちづくり	▲ 犯罪のない明るい地域社会を形成し、安全で安心なまちをつくる	市民安全課



目標 2 就労環境の整備

就労者にとって、働くことは生活の大きな部分を占めるものです。男性も女性もお互いに働きやすい就労環境の整備や働きたいという希望を持つ女性がチャレンジしやすい環境の整備のため、社会における制度や慣行の見直しが必要です。

女性の就労は、女性問題を解決するための最も基本的な課題です。

しかし、いまだ男女格差が存在しており、女性が能力を発揮できる環境が整っていないとはいえません。

藤枝市において平成18年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査で、女性に職場で不平等を感じるということについて聞いたところ、「給料・賃金」(66.6%)、「昇格・昇進」(48.9%)などが多くあげられています。

男女平等の労働条件の確保と労働環境の整備、多様化する就労形態に合わせた働き方を支援する体制づくりが必要です。さらに、女性の職業能力や就労・起業意識の向上を支援していきます。

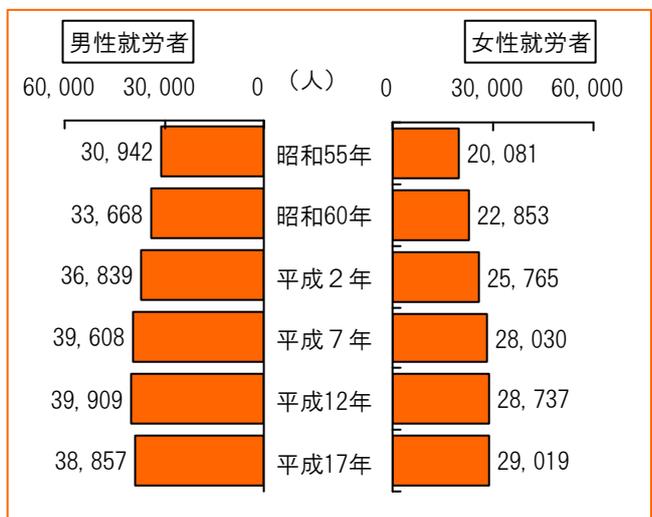
就業者数の推移 (H17 国勢調査より)

国勢調査で就業者数の推移をみると、女性は増加傾向にあります。昭和55年と平成17年を比べると約1.5倍になっており、誰もが働きやすい環境づくりが求められています。

男女別労働力人口比率 (H17 国勢調査より)

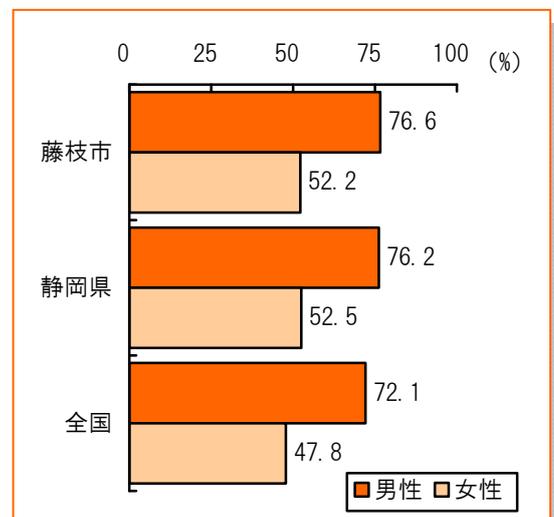
藤枝市の労働力人口比率は、全国や静岡県の場合より高くなっています。多様な働き方、働く上での条件整備など、様々な面での就労環境の成熟が求められています。

就業者数の推移



資料:H17国勢調査

男女別労働力人口比率



資料:H17国勢調査

1 就労の場における男女平等の実現

・職場環境の向上

事業名	内 容	所管課
労働環境改善の促進	▲ 男女の中高年齢労働者の労働環境及び施設設備の充実と改善を促進する	商工課
関係機関との連携による女性就業者の支援	▲ 県や関係機関との連携を図り、労働環境改善に向けた啓発活動を推進する	商工課
事業主への講習会の開催	▲ 県やハローワークと連携し、事業主を対象とした講習会を開催し、就労の場の確保や環境整備を図る	商工課
一般事業主行動計画策定の啓発	▲ 企業における、一般事業主行動計画策定の啓発を図る	男女共同参画課

・待遇の男女平等

事業名	内 容	所管課
ふれあい活動推進事業	▲ 企業へ障害者の積極的雇用の働きかけを促進する	商工課
労働相談窓口の紹介	▲ 職場での男女差別を解決する相談窓口を明確化するよう促す	商工課
事業主等へ男女共同参画の実現を推進	▲ 職場での男女差別慣行の是正を、関係機関と連携して事業主へ働きかける	商工課
多様な就労形態の労働環境の整備	▲ 在宅就労・人材派遣等の多様な就労について、実態把握と労働条件改善の啓発を図る	商工課
啓発資料の作成・配布	▲ 男女雇用機会均等法についてのPRパンフレットを作成し、市民や関係機関へ配布する	商工課
女性教員の登用促進	▲ 教頭・校長等管理職や各主任等への女性の登用を進める ▲ 各種研修会を通して、女性教員の人材育成を図る	学校教育課
家族経営協定締結の促進	▲ 魅力的な家族農業経営を実現するために、就業条件や経営の役割分担・収益配分・生活等に関する取り決めを家族間で行う、家族経営協定締結の促進を図る	農林課 農業委員会
農業委員への女性の登用促進	▲ 農業委員に多様な人材を登用し、委員会活動の活性化を図る	農業委員会

・モデル企業の情報の活用

事業名	内 容	所管課
男女共同参画推進モデル企業事業	♣ 男女共同参画に積極的に取り組む市内の法人事業所を募集・認定し、モデル企業としてその取り組みを広く紹介して、男女共同参画への企業の意識高揚と就業環境づくりを推進する	男女共同参画課
女性の積極的雇用の啓発	♣ 21世紀職業財団で指定したモデル事業所の取り組みや先進的な事例を紹介し、企業の積極的な差別解消を促す	商工課

2 就労機会の拡大と充実

・多様な働き方の拡大

事業名	内 容	所管課
再雇用・継続雇用制度の普及と啓発	♣ 育児・介護休業後の継続雇用制度の普及及び啓発を促進する	商工課
育児・介護休業の周知と活用	♣ 育児・介護休業制度の周知と活用を図る ♣ 男性の育児休業取得率の社会全体の目標値（10%）の啓発を図る	商工課 人事課
人材の発掘	♣ 生涯学習推進名簿に登録する人材を発掘する ♣ 人材の利用・紹介を促進する	社会教育課 公民館

・均等な雇用機会の確保

事業名	内 容	所管課
パートタイム労働者の条件整備	♣ 労働者へ就業規則等の周知と、パート労働法指針や最低賃金法に基づく遵守の啓発を図る	商工課
就労情報等の提供	♣ ハローワーク・パートバンク・商工会議所との連携を図り、情報の提供により就労の拡大を推進する	商工課
放課後児童クラブの推進	♣ 小学校低学年児の保育を児童クラブにおいて実施することにより、女性の就労の拡大を推進する	児童課

3 就労への意識と能力の向上

・ 就労意識の向上

事業名	内 容	所管課
就労セミナーなどへの参加促進	▲ 静岡県主催の就労セミナー等への参加を促進する	商工課
就労情報等の整備と相談業務の実施	▲ 定期相談日を設定し、ハローワークなどと連携を取り資料の収集に努め、情報を提供する	商工課

・ 仕事に活かせる能力の向上

事業名	内 容	所管課
企業のリーダー育成の推進	▲ 職場における個人の能力向上を目指し、リーダー育成を推進する	商工課

・ 女性の人材発掘と育成

事業名	内 容	所管課
保育ママ事業の推進	▲ 在宅の保育士などを保育ママとして認定し、その自宅やその他適切な場所において保育する保育ママ事業を進める	児童課
農業女性の会の支援	▲ 市内の女性農業従事者及び農業に興味のある女性で組織し、研修や交流・情報の提供などを通して女性の感性を活かした農業振興の向上を図るとともに、地域農業の良き理解者として本市農業の発展に役立つ農業女性の会（クロッシュ）の事業を支援する	農林課
研修制度の利用促進	▲ 女性の職域拡大や職業能力向上のため、各種研修制度の積極的利用の促進を図る	商工課
実技講座・教養講座の充実	▲ 職業能力習得の講座を開催し、女性の参加を積極的に呼びかける	商工課
女性の消防職員の採用	▲ 女性の職域拡大と消防業務の実効性を上げるため、女性の消防吏員の採用を行う。また、女性職員が働きやすい施設整備を行う	消防総務課 人事課
女性を対象とした総合学習の開設	▲ 女性が地域のリーダー的な役割を担うため、視野を広め、また相互の交流を活発なものとしていくために、参考となる講座を開設する	公民館
市女性職員の採用・登用の積極的取組と職務分野の拡大	▲ 市女性職員の採用・登用についての積極的取組と職務分野の拡大により、男女共同参画を推進する	人事課 関係各課

目標3 社会環境の整備

社会の構成員である男性と女性が対等に自分たちの考えを述べ反映できる社会や団塊の世代や高齢者が地域づくりに参加できる社会環境の整備が必要です。

男女が対等な立場で政治や行政・教育・地域活動など様々な分野で活動できるよう社会環境の整備を図ります。

藤枝市において平成18年に実施した、男女共同参画に関する市民意識調査で現在取り組んでいる地域グループ活動について聞いたところ、「趣味・スポーツ等のサークル活動」(30.0%)、「自治会・町内会の活動」(29.9%)が上位にあがっています。社会活動を男女共同で展開する場合の拠点として支援していく必要があります。

地域活動において女性が「会長」になることについての考え (H18 市民意識調査より)

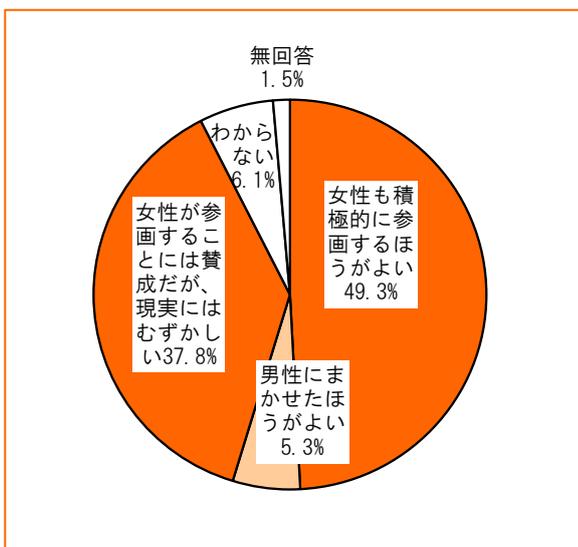
「男性にまかせた方がいい」との声はわずかにとどまり、女性も参画する方がいいと考える人が9割近くを占めているものの、4割弱が現実には難しいと考えています。

仕事(学業)以外の地域活動について (H18 市民意識調査より)

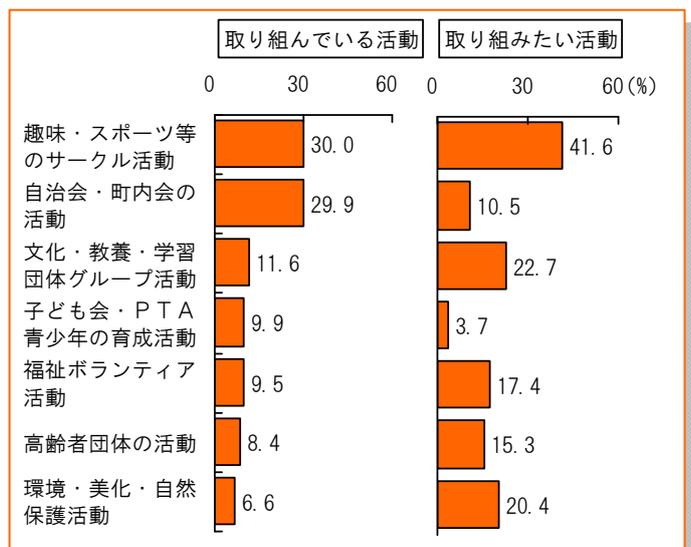
地域活動への取り組みは「文化・教養・学習団体グループ活動」「福祉ボランティア活動」「高齢者団体の活動」「環境・美化・自然保護活動」などで、今後取り組みたい人の割合が今取り組んでいる人の割合より多くなっています。

地域活動において女性が「会長」になることについて

仕事(学業)以外の地域活動について



資料:H18男女共同参画に関する意識調査



資料:H18男女共同参画に関する意識調査

1 共同参画の学習及び活動できる地域づくり

・地域での共同参画の学習及び実践

事業名	内 容	所管課
男女共同参画推進モデル地区事業	▲ 市内中学校区ごとにモデル地区を指定し、地域社会から男女共同参画を学び、男女平等の地域づくりを図る	男女共同参画課
生涯学習ボランティアの育成	▲ 生涯学習指導者養成講座（通信教育）の修了者を活用し、生涯学習ボランティアを育成する	社会教育課
男女共同参画の地域活動の拠点となる公民館としての充実化	▲ 男女共同参画に関する情報を地域住民へ広報する ▲ 男女共同参画に関する活動を支援し、情報などを提供する	公民館

・地域で自由に活動できる環境の整備

事業名	内 容	所管課
公民館における講座開催	▲ 地域住民の受講者相互のふれあいと絆を深めるとともに地域の自然・文化・歴史さらには国際的な知識を習得する講座を開催する	公民館

・地域づくりへの積極的参加

事業名	内 容	所管課
ボランティア活動の紹介と講座の開催	▲ ボランティア活動グループの紹介や講座を開催し、会員の増加を図る	社会福祉課
ボランティアコーディネーターの育成と支援	▲ ボランティアの調整機能を果たすコーディネーターの役割は重要であり、そのための人材育成の養成と支援を図る	社会福祉課
地域における発表会の開催	▲ 地域のふれあいまつりなどでの活躍成果の発表を促進する ▲ 春の作品展・三世代交流事業・体育祭など地域行事への参加、発表を促進する	公民館
日常生活に係る講座の開催	▲ 男女が家庭生活を協働で行うため、男性も参加できる料理教室等を開催する	公民館
ふれあいと交流の場づくり	▲ 自治会・町内会による住民のふれあいと交流を高める場づくりを支援する	市民安全課
課題に取り組む場づくり	▲ 地域の課題を住民が協力して解決する場づくりを支援する	市民安全課

2 活動の場づくり及び支援

・ 共同参画を目指す主体的な活動の支援

事業名	内 容	所管課
まち美化里親制度（アダプト・プログラム）の支援	▲ 市民団体等による公共施設（公園・道路・河川等）の環境美化活動を支援し促進する	市民安全課
各種相談事業の推進	▲ 各種相談担当者の研修会を開催し、相談事業を推進する	市民相談室
女性団体・グループの育成への援助	▲ ボランティア活動やコミュニティ活動を通して地域社会へ参画するため、情報提供や人材の支援をする	男女共同参画課
ふれあい活動推進事業	▲ 障害者活動への積極的な支援をする	社会福祉課
ボランティア講座開催	▲ 各種ボランティア育成講座のPRと講座への参加を促す	社会福祉課
人材の発掘	▲ 各種団体や講習会受講者及び講師等のリストを作成し活用を図る	社会福祉課
ボランティア活動時の保障等の推進	▲ ボランティア活動時の事故やケガ等に備える保険加入を促進する	社会福祉課
ボランティアグループの支援	▲ 市及び地区社会福祉協議会と連携しながら、地域ボランティア活動の充実を図るため、ボランティアグループを支援する	公民館
講座・講演会などの託児支援	▲ 講座・講演会などに乳幼児連れで気軽に参加できるように託児の配慮をする	関係各課

・ 活動拠点の充実

事業名	内 容	所管課
まちづくり活動への支援	▲ 市民活動の拠点、まちづくりの情報交換の場として、「ふじえだ市民活動支援センター」の活用を促進しその支援を行う	市民安全課
活動拠点の充実	▲ 男女共同参画推進センター「ぱりて」の活動を支援するとともに、拠点施設としての充実を図る	男女共同参画課

・ 地域で活動できる場の提供

事業名	内 容	所管課
地域における発表会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 公民館主催の「作品展・発表会」や地区ふれあいまつりなどで活動成果を発表する場を提供する ♣ 市民文化祭などでの発表を促進する 	公民館
男女の協力の大切さを学ぶ講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 幼児を対象とした「親子遊び教室」、小学生を対象とした「少年少女ふるさと学級」「子どもチャレンジ教室」など、男女の協力の大切さを学ぶ講座を開催する 	公民館
生活設計づくりの講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 家庭生活の自立に向けて、男女が共に参加できる衣食住に関する生活設計の講座を開催する 	公民館
市民活動交流会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 市民活動団体が、日頃の活動の内容や成果等を発表・展示する 	市民安全課

3 政策方針決定過程への参画の推進

・ 政策方針決定過程への女性の参画の推進

事業名	内 容	所管課
審議会等の設置及び運営に関する指針の周知・状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 女性登用率についても明記した「藤枝市審議会等の設置及び運営に関する指針」の徹底を図る ♣ 審議会等の女性登用状況を毎年調査する 	男女共同参画課
審議会委員における男女比率の公表	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 審議会等への女性委員登用率の目標：40% 	男女共同参画課
審議会等への女性参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ♣ 女性委員のいない審議会などの解消に努め、女性登用の方法について見直しをする（団体の代表者選出方法の偏りをなくす。幅広い年齢層から選出する） 	関係各課

・ 共同参画社会を目指す啓発

事業名	内 容	所管課
ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）の普及	▲ あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）の必要性について理解の促進を図る	男女共同参画課
男女共同参画をテーマにした意識啓発	▲ 市民を対象に、男女共同参画に関する論文・作文・ポスター・写真等を募集し、発表の場を設け、意識啓発を図る	男女共同参画課
男女共同参画情報誌事業	▲ 市民を対象に市民の言葉で広く情報を発信し、固定的な性別役割分担の排除を目指す	男女共同参画課
広報ふじえだによる広報	▲ 男女共同参画に関する情報等を提供し、啓発を図る	男女共同参画課
男女共同参画プランの推進	▲ 男女共同参画第2次行動計画を市民、事業所などに広く周知を図る	男女共同参画課
人材リストの作成	▲ 各方面で活躍している人材リストを作成する	社会教育課

・ 女性のチャレンジを支援するための情報や学習機会の提供

事業名	内 容	所管課
情報の発信	▲ 再就職・起業・地域活動・キャリアアップ等にチャレンジしようとする人に役立つ情報や先駆的な女性の活躍事例をパンフレット等により積極的に提供する	商工課 男女共同参画課
エンパワーメント学習の提供	▲ 女性の社会参画への意識と能力を高めていくため、男女共同参画推進センターにおける講座の開催やリーダーとしての資質を高める実践的な研修や学習機会の充実を支援する	商工課 男女共同参画課
女性を対象とした総合学習の開催	▲ 様々な分野での視野を広め、地域のリーダー的存在になるための教養講座の開設に努める	公民館
公民館における講座の支援	▲ 男女共同参画を目指す地域活動の推進のため、講座の開催・講師紹介などの支援をする	男女共同参画課

4 地域社会の一員としての参画機会の拡充

・高齢者等の社会参画の機会の拡充

事業名	内 容	所管課
高齢者ボランティア活動の推進	▲「元気な高齢者が、ごく自然な形で虚弱高齢者を支える人づくり、地域づくり」を目指し、高齢者ボランティアの育成を図る	介護福祉課
老人クラブの活性化	▲魅力ある老人クラブの拡大と社会参加への展開を図る	介護福祉課
老人福祉センターの運営	▲老人福祉センターの管理運営の支援を行う	介護福祉課
地域福祉計画の推進	▲高齢者や障害者をはじめ、地域の人々が「共に生きる」地域福祉のまちのシステムをつくる	社会福祉課
高齢者等のためのパソコン講座の開催	▲パソコン操作を習得し、高齢者等の就労機会の拡大を図り、社会参画と充実した生きがいのある社会を目指す	商工課
シルバー人材センターの拡充	▲高齢者の社会参加を促進し、事業内容の拡充、就業率の向上、会員増給及び活力の充実を図る	商工課
団塊の世代への学習提供と活動への支援	▲団塊の世代への生きがい・健康等の学習提供や社会参加活動への支援を行う	市民安全課 公民館
高齢者を対象とした講座の普及	▲男女共同参画への関心が薄いと思われる高齢者への普及を図るため、「寿大学」などの特別講座に時代の変化を知らせる講座を取り入れる	公民館
地区における人材の育成	▲地区における男女共同参画の推進を図る人材とグループを育成する	男女共同参画課

目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

男女共同参画社会が進展しているとはいえ、現在でも男性は仕事に、女性は家庭に偏りがちな状況は根強く残っています。男性も女性もお互いが、仕事と生活に充実感を感じるためには、仕事と生活のバランスがとれた生き方が必要です。

女性の意識やライフスタイルの変化などにより、女性の就労ニーズは増加しています。

藤枝市において平成18年に実施した、男女共同参画に関する市民意識調査では、「共働き家庭」（39.6%）が「夫のみ就業家庭」（25.3%）を超えて最も多い就業形態となっています。

女性が働き続けるためには、職業生活と家庭生活との調和を図ることが必要です。

なお、同じ市民意識調査で男性が育児休業・介護休業を取ることにについて聞いたところ、どちらにおいても「取ったほうがよい」が6割以上という高い割合になっています。

家族が家事・育児・介護などの責任に対して共通認識を持つことができるよう、社会的な支援を充実します。

放課後児童クラブの状況

（平成19年4月1日現在）

クラブ名	設置年月	在籍者数	クラブ名	設置年月	在籍者数
◆公設クラブ（12クラブ） 489			◇民設クラブ（1クラブ） 63		
◆すこやか（高洲小）	平成10年2月	36	◆くすのきっこ（藤岡小）	平成12年4月	23
◆おおす（大洲）	平成10年4月	50	◆なかよし（藤枝中央小）	平成12年4月	27
◆おおぞら（青島北小）	平成10年4月	54	◆いくしん（葉梨小）	平成13年4月	43
◆ゆたかっこ（広幡小）	平成11年4月	32	◆まつばっこ（青島小）	平成14年4月	70
◆あすなる（西益津小）	平成11年4月	40	◆いなば（稲葉小）	平成15年4月	27
◆みなみっこ（高洲南小）	平成12年4月	52	◆ふじっこ（藤枝小）	平成19年4月	35
			◇やんちゃっこ（青島東小）	昭和56年4月	63
合計（13クラブ）			552		

資料：児童課

1 個性を大切にする子育て

・個性を大切にした子育て

事業名	内 容	所管課
子育て・介護についての固定観念や慣行の是正	♣ 性別による固定的役割分担意識に基づく子育て・介護についての考え方や慣行が是正されるよう、家庭教育学級などあらゆる機会を通して意識改革を働きかけていく	男女共同参画課
学校における教育	♣ 保育・介護体験学習等を通じて、子育てや介護についての児童・生徒の理解を促進するとともに、家族の一員としての役割を果たすための学習を進める	学校教育課

・個性を大切にした子育て支援

事業名	内 容	所管課
育児指導	♣ 乳幼児健診・家庭訪問・健康相談事業等により育児の助言・指導をする	健康推進課 児童課
公民館講座で個性を大切にした子育ての学習会の開催	♣ 個性と能力を伸ばす家庭教育を支援するための学習会を開催する	公民館



2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

・男女が共に家族の一員としての協力関係の構築

事業名	内 容	所管課
親子遊び教室の開講	▲ 2～3歳児の親子遊びを通して、母親・父親双方が育児に携わる必要性について、講座の中で指導する	公民館
父親などの育児講座の推進	▲ 父親が子育てに対する理解を深め、両親が共に子育てができる育児講座を開催する	公民館 健康推進課
妊婦講座への父親参加の促進	▲ 父親の子育てに対する理解を深め、両親が共に子育てができるよう妊婦講座への父親の参加を促進する	健康推進課
妊娠中からの健康相談事業	▲ 母親・父親の妊婦及び育児に関する不安を除くための相談の機会をもうける	健康推進課
家庭介護者への支援	▲ 家庭介護の知識や技術の普及に努め、介護者を支援する	健康推進課 介護福祉課

・男女が対等に責任をもち仕事と育児・介護ができる環境づくり

事業名	内 容	所管課
妊娠中からの健康相談事業（再掲）	▲ 母親・父親の妊婦及び育児に関する不安を除くための相談の機会をもうける	健康推進課
家庭介護者への支援（再掲）	▲ 家庭介護の知識や技術の普及に努め、介護者を支援する	健康推進課 介護福祉課
院内保育所の充実	▲ 子供を持った交代勤務の看護職員が育児の心配をしないで働けるよう、夜間保育を実施する	病院管理課

・ひとり親家庭の自立支援

事業名	内 容	所管課
母子(父子)家庭への福祉制度の活用や就業相談・情報などの提供	▲ 各種福祉制度の積極的な活用はもとより、ハローワークやパートバンクとの連携を密接にして、就業相談や情報提供を行う	児童課
自立支援教育訓練・給付金事業の推進	▲ 母子家庭の経済的自立を促進するため、母子家庭の母の主体的な能力開発を支援する	児童課
母子家庭への就業相談・情報などの提供	▲ ハローワークやパートバンクとの連携を密接にして、就業相談や情報提供を行う	商工課

3 育児・介護の支援

・ライフスタイル（生活様式）に対応した子育ての支援

事業名	内 容	所管課
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 保育園の低年齢児保育・障害児保育・緊急保育など多様な保育サービスの提供に努める。また幼稚園との連携を進めるとともに、幼稚園の行う「預かり保育」を支援する 	児童課
ファミリーサポートセンター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 育児の援助を提供する者と依頼する者の登録制による相互援助活動を行い、仕事と育児の両立を支援するファミリーサポートセンター事業を推進する 	児童課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 公設民営による放課後児童クラブの設置を進めるとともに、民設民営型クラブへの支援も行う 	児童課
看護保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 低年齢児保育や延長保育の拡充を図るとともに、病後児の保育ができる保育制度や保育体制を支援する 	児童課
地域子育て支援事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 保育園や公民館などで行なわれる地域子育て支援事業を通じて、親子の友達づくりを支援する 	児童課
子育てサークルの育成	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 地域で子育てを応援する民間グループの活動を支援する 	児童課
保育所待機児童の解消計画	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 保育所への入所需要の増加や定員の弾力化見直しに伴い、定員改定による受入枠の拡大を図る ▲ 許可外保育施設の法人設立計画及び施設設備計画を支援する 	児童課
幼児教育を推進する幼稚園就園奨励費補助	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 幼児教育における幼稚園保育料の一部を助成し、保護者負担の軽減を図る 	児童課
児童虐待への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 児童虐待に対し、福祉・保健・教育・警察等関係機関との連携の下、早期発見・早期対応により被害児童の適切な保護に努める 	児童課
各種子育て教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 乳幼児年齢や母親・父親の要望にあった子育て教室の充実を図る 	児童課 健康推進課
子どもの遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 都市空間において、近隣公園・街区公園等により子どもの遊び場を確保する 	公園緑地課
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 幼児とその保護者を対象に遊びを通して集団活動や親子のふれあいを学ぶ「親子遊び教室」を開催する 	公民館

・相談機能の充実

事業名	内 容	所管課
家庭児童相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 子育ての放棄・問題行動など、様々な児童養育に関わる相談事業を実施する ▲ 社会問題となっている「児童虐待」については、関係機関との連携を図る中で、未然防止と早期解消に努める 	児童課
親子遊び教室・子育てサロンの開設	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 就園前の親子を対象にした「親子遊び教室」や地区社会福祉協議会との連携による「子育てサロン」で積極的に地域の子育て支援を行う 	公民館 社会福祉課

・高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

事業名	内 容	所管課
高齢者家族等の地域での相互扶助体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 一人住まいや高齢者家族が地域で生活を続けられる相互扶助体制をボランティア等の協力を得て推進する 	介護福祉課
介護家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 寝たきりや認知症老人の介護者と家族の生活を支援する 	介護福祉課
在宅福祉サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 広報等を通じて、在宅福祉サービスのPRを行い、介護者の介護負担の軽減を図る 	介護福祉課
デイサービス事業の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▲ デイサービス利用者数の拡大を図る 	介護福祉課
民間ヘルパーを含め、24時間体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 必要な時間にいつでもホームヘルプサービスが受けられるように、24時間体制を確立する 	介護福祉課
ふれあいサロン事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 一人暮らしや高齢者を対象とした「ふれあい会食会」などの活動を支援する 	社会福祉課
高齢者の健康講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 介護予防講座（①転倒②低栄養③気道感染④認知症予防）等の健康講座を開催する 	介護福祉課 健康推進課 国保年金課
高齢者に配慮した公営住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 良質で暮らしやすい賃貸住宅の供給を図るため、市営住宅の建て替えを計画的に進め、高齢者の居住に対応したバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図る 	建築住宅課
公民館講座での生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 寿大学などの講座を開設し、高齢者が地域で活躍できる場（ボランティア）等の内容を紹介する 	公民館

・介護保険制度の有効活用

事業名	内 容	所管課
介護等に関する実態調査	▲ 介護等に関する実態調査を実施する	介護福祉課
介護保険制度の啓発	▲ 介護保険制度に関するポスターなどを掲示及び展示し啓発を図る	介護福祉課 公民館

・ユニバーサルデザインのまちづくり

事業名	内 容	所管課
地域ミニデイサービスの拡充	▲ 障害者の自立と社会参加を促すため、デイサービス施設の充実を図る	社会福祉課
やさしい公共交通体系の確立	▲ 障害者や高齢者のため、低床バス・リフトバス・車椅子での利用が可能なタクシー等の導入を促進する	社会福祉課
福祉有償運送事業の促進	▲ 歩行が困難な下肢に障害のある人の社会参加を図る。	社会福祉課
ガイドヘルパーの確保	▲ 外出時の付き添いをするガイドヘルパーを確保する	社会福祉課
心理判定員等の専門職種による相談事業の充実	▲ 精神面の発達に問題を有する子どもへの心理判定員による発達検査を行う	健康推進課 学校教育課 児童課
道路・駅などのバリアフリー推進事業	▲ 道路や交差点におけるやさしいまちづくりを推進する	道路課 都市計画課
交通バリアフリー法に基づくバリアフリー推進事業	▲ 道路や交差点におけるバリアフリーを推進する	道路課 都市計画課
人にやさしいまちづくり推進事業	▲ 社会的施設（公共施設、商店街等）のバリアフリーを推進する	建築住宅課 都市計画課
建物のバリアフリーの推進	▲ 公共の建物内部の高低差や廊下・階段の手すりを点検調査し、改善や設置等の安全を図る	関係各課

目標5 性の尊重と健康づくり

日本人の平均寿命は年々伸びています。性別や年齢に関わらず誰もが社会の一員として活動するために、健康づくりを推進することが必要です。

すべての人が生き生きと暮らしていくためには、健康であることが大前提となります。

健康づくりを進めるために、健康に対する意識を高め、心身の状態に応じた健康増進体制を整備・充実していきます。

女性は、妊娠や出産の可能性のある身体的特性を備えているため、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題を抱えています。

また、今日の男女の置かれている状況が背景となって、望まない妊娠や性感染症により女性の健康と権利が脅かされることがあり、生涯を通じた女性の健康を支援するための総合的な対策が求められています。

女性が生涯心身ともに健康であるために大切なこと

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1. 妊娠・出産・避妊・中絶に関する情報の提供 | 10.0% |
| 2. 不妊に関する専門的な相談に応じる機関の整備 | 4.6% |
| 3. 思春期、妊娠・出産、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進 | 55.1% |
| 4. 学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施 | 17.3% |
| 5. 受診機会の少ない女性の健康診査の促進 | 27.2% |
| 6. 心身の様々な悩みに対応する相談体制の整備 | 45.2% |
| 7. その他 | 2.8% |
| 8. 特になし | 4.1% |
| 9. わからない | 9.1% |
| 無回答 | 6.4% |
- (n = 909)

資料：H18男女共同参画に関する意識調査

平成18年度保健事業の状況

健康教育	開催延べ回数		363回
	参加延べ人数		17,887人
健康相談	開催延べ回数		1,957回
	参加延べ人数		11,793人
訪問指導	ハイリスク	被指導延べ人数	237人
	在宅療養者 他	被指導延べ人数	480人
	乳幼児・母等	被指導延べ人数	1,276人

健康診査	基本健康診査	受診率	61.6%
	成人歯科健診		4.9%
	胃がん		27.5%
	子宮がん		28.2%
	肺がん		58.9%
	乳がん（視触診）		29.3%
	大腸がん		50.6%
前立腺がん	14.2%		

資料：藤枝市の保健事業

1 健康に対する意識の向上

・健康に対する意識の向上

事業名	内 容	所管課
出前講座等による健康教育の推進	▲ 職場における健康教育の出前講座や研修の開催を呼びかけ、推進を図る	健康推進課
健康づくりのための保健講座の推進	▲ 夜間保健講座を開催するよう保健委員活動等の健康教育体制を推進する	健康推進課
心とからだの健康講座の開設	▲ 公民館講座の一部に取り入れ、地域住民の健康づくりの一翼を担っていく	健康推進課 公民館
食育の推進	▲ 男女を問わず、市民一人一人が健全な食生活を実現するため、食育を推進する	健康推進課 公民館 学校給食課 農林課

2 生涯を通じた健康づくり

・生涯を通じた女性の健康支援

事業名	内 容	所管課
必要に応じた家庭訪問指導の徹底	▲ ハイリスク妊婦・産褥婦・新生児（第1子・低出産体重児・問題を有する児）・未健診児・問題を有する乳幼児・健診事後のハイリスク者・介護予防を要する者を対象に、医療機関と連携体制をつくり、訪問指導の徹底を図る。	健康推進課
各種スポーツ教室の開催	▲ 体操教室・水泳教室・アクアビクス教室などを開催する	スポーツ振興課

・女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

事業名	内 容	所管課
女性のためのミニチェック検診受診助成事業	▲ 若年女性の健康に対する意識の高揚並びに潜在疾病の早期発見及び早期治療による市民の健康増進を図ることを目的とし、ミニチェック検診の費用の一部を助成する。	国保年金課
予防活動の推進	▲ 生活習慣病予防のため一次予防の推進に努める	健康推進課
性感染症に対する生徒への予防教育	▲ HIV感染者・エイズ患者の発生及び蔓延防止のために、具体的な正しい知識を身につけ、それに基づく適切な行動ができるよう、学校における啓発活動を推進する	学校教育課
性と生殖に関する健康と権利の知識の普及	▲ 性と生殖に関わる問題についての情報収集及び情報提供を図る	男女共同参画課

目標6 国際協調

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係を有していることから、国際的な理解と協調の下に行われることが必要です。

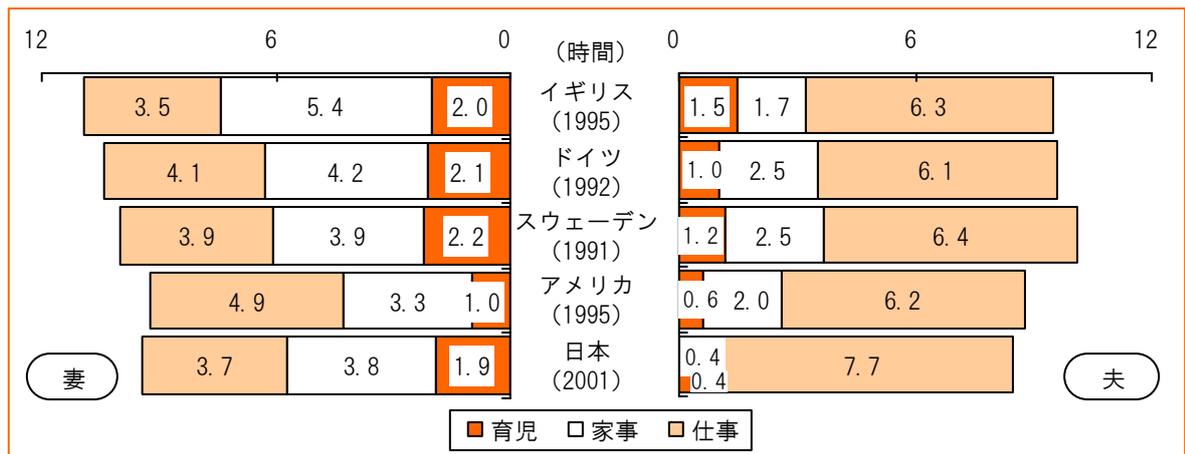
男女共同参画社会実現への取り組みは、国際社会における様々な取り組みと密接な関係を有しており、世界的な動きの中で進められています。

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な取り組みの成果や経験を活かし、国際的規範や基準、取り組みの指針を積極的に取り入れることが大切です。

なお、年々増加している在住外国人との共生の促進を図るため身近な地域社会における国際交流を進め、国際理解を深めることが世界の「平等、開発、平和」への貢献となります。

育児期にある夫婦の育児等の時間の各国比較

国際的に見ても、日本の夫の育児、家事時間は著しく短くなっています。



資料: OECD “Employment Outlook 2001”、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)

管理職に占める女性の割合

欧米諸国に比べてわが国の女性の管理職比率は、著しく低い水準にとどまっています。

国名	管理的職業従事者	
	国家公務員管理職	
アメリカ	42.1%	23.1%
フランス	7.2%	19.3%
ドイツ	35.2%	9.5%
スウェーデン	31.8%	—
日本	10.1%	1.7%

資料: ILO (LABORSTA)、総務省「労働力調査」等

1 国際的な理解と協調

・国際理解の促進

事業名	内 容	所管課
外国文化学習講座の開設	▲ 衣食住や言葉について学習し、国際理解を図るための外国人講師による講座を開設する	公民館
国際的な情報の収集・整理・提供の充実	▲ 世界を知る資料・多種言語資料・海外姉妹都市等の資料・母国語資料・日本文化紹介外国語資料の収集と提供の充実を図る	図書館
国際規範、基準及び取り組みの指針の浸透	▲ 男女共同参画に関連の深い各種の条例や国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範、基準及び取り組みの指針の情報提供を図る	男女共同参画課

・国際交流の充実

事業名	内 容	所管課
国際交流事業の促進	▲ 国際友好協会が主催するイベントや、言葉・料理・習慣等の各種講座を支援する	企画政策課 公民館
各種国際交流事業へ参加促進	▲ 姉妹都市等親善訪問・青少年国際親善交流事業等を促進する	企画政策課

・地域に在住する外国人との共生の促進

事業名	内 容	所管課
自治会への加入促進	▲ 外国人の自治会組織への加入を促進する	市民安全課
地域活動へ外国人の参加促進	▲ 外国人が地域活動へ参加できる地域づくりを促進する	関係各課
在住外国人に対する生活習慣の啓発や相談体制等の整備	▲ 在住外国人向け日本語指導や行政情報サービスの提供及びパンフレット配布等の充実を図り、併せて相談体制等の整備を行う。	関係各課

第6章 計画の主な目標数値

1. (目標1) 人権の尊重と男女共同参画意識の確立

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方を旨とする人の割合

28.8% (18年度) → 60% (29年度)

2. (目標2) 就労環境の整備

職場での男女の不平等を感じる人の割合

「給料・賃金」 66.6% (18年度) → 20% (29年度)

「昇格・昇進」 48.9% (18年度) → 20% (29年度)

「雇用条件」 31.2% (18年度) → 20% (29年度)

3. (目標3) 社会環境の整備

政策方針決定過程への女性の参画の拡大
(市行政の審議会等委員に占める女性比率)

25.1% (18年度) → 40% (29年度)

4. (目標4) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

子どものしつけを両親が共同で行う割合

39.6% (18年度) → 80% (29年度)

5. (目標5) 性の尊重と健康づくり

生涯を通じた女性の健康支援が必要と思う人の割合

55.1% (18年度) → 80% (29年度)

6. (目標6) 国際協調

夫の育児、家事時間を国際レベルに高める

育児 0.4時間 (H13年) → 1時間 (29年度)

家事 0.4時間 (H13年) → 2時間 (29年度)

※下線部の数値は、平成18年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果

第7章 計画の推進体制

計画を着実に実施し、市民との協働により男女共同参画の推進を実効性のあるものとするため、次のような体制を整えます。

1 計画を推進する体制の整備

①男女共同参画会議

「藤枝市男女共同参画会議」において、藤枝市の男女共同参画推進施策に関する重要事項について調査審議します。各部局間の関連施策の総合調整を図り、施策の着実な実施による行動計画の総合的な推進を図ります。

②藤枝市男女共同参画推進センター

「藤枝市男女共同参画推進センター」を男女共同参画に関する市民の活動拠点とし、男女共同参画社会づくりの推進を図ります。

③男女共同参画推進委員

全所属長を推進委員として任命し、全庁的取り組みを推進します。

④男女共同参画に関する職員研修の充実

男女共同参画の視点を養う職員研修（市の関係団体も含む）を実施します。

⑤男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる、市の施策に関する苦情又は性別による差別的取り扱い等に関する相談については、関係機関と連携を図りながら適切に対応します。

⑥国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国・県等関係機関との連携に努めます。

資 料

1 用語解説

用 語	意 味
アダプト・プログラム (まち美化里親制度)	アダプト (ADOPT) とは英語で「養子縁組をする」の意味。公共施設 (公園・道路・河川等) を子どもに見立て、まち美化ボランティア活動に意欲を持つ市民や企業等が「里親」となり、わが子を育てるように、清掃・美化をしていくもの。
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。労働者が申出をすることによって、育児休業、介護休業を取得することを権利として認めている法律のこと。
エンパワーメント	自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力等について、一人一人が力をつけること。
HIV感染・エイズ	血液・精液・膣分泌液を介してHIVというウイルスに感染することによって引き起こされる。数年から10年以上の無症候期があり、徐々に免疫力が低下して様々な症状があらわれた状態をエイズ (AIDS: 後天性免疫不全症候群) という。
NPO	Non-Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織のこと。
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
ガイドヘルパー	移動が困難な全身性障害のある人や視覚障害のある人、また知的・精神障害のある人の移動支援を行う人のこと。
コーディネイト	福祉分野では、ボランティアと要支援者・利用者がサービス等の需給調整を行う。コーディネーターは、それらを総合的に処理する専門の知識を持つ人のこと。
国際婦人年	国際年の一つ。昭和50年(1975年)がそれに当てられ、婦人の地位を高め男女差別撤廃を旨とする運動が行われた。
最低賃金法	労働者の生活の糧となる賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善向上を図り、これによって労働者の生活の安定を図ることを目的とした法律のこと。

用 語	意 味
市社会福祉協議会	藤枝市の地域社会において、市民が主体となり公私関係者との協働のもと地域住民の福祉増進を目的とし事業に取り組んでいる民間の福祉団体のこと。
シルバー人材センター	定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する公益法人のこと。会員は原則として 60 歳以上の健康な高齢者。
女子差別撤廃条約	あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めた条約のこと。昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会で、130 か国の賛成を得て採択され、わが国は昭和 60 年に批准した。
人身取引 （トラフィッキング）	他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることを目的として暴力・脅迫・誘拐・詐欺・弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送する等の行為のこと。
児童虐待	親等の養育者によって引き起こされた、子どもの心身の健康を損なうあらゆる行為のこと。「身体的虐待」や「性的虐待」のほか、子どもの保護を放棄し衣食住の世話をしない「ネグレクト（遺棄）」、子どもに対して拒否的な態度をとるなどの「心理的虐待」の 4 種類に分類されている。
人権擁護委員	昭和 24 年（1949）制定の人権擁護委員法に基づき、国民の基本的人権の侵犯を監視・救済し、人権思想の普及・高揚に努める委員のこと。任期は 3 年で、法務大臣の委嘱により全国の市町村および特別区に置かれる。
ストーカー行為	同一の者に対して、恋愛感情やその他好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居などの平穏もしくは名誉を害され、または行動の自由が著しく害されることになるかもしれないという不安を覚えさせるような行為を反復すること。
セクシュアル・ハラスメント （セクハラ）	労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為をすること。特に、労働の場において、女性に対して女性が望んでいない性的意味合いを持つ行為を男性が行うこと。性的いやがらせ及び性的脅迫のこと。

用 語	意 味
団塊の世代	第二次世界大戦直後の日本において昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)(1952年、または1955年生まれまで含まれる場合もあり)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。彼らの父親らがこの時期に終戦に伴う復員をしたため、おのずと婚姻・出生がこの時期に重なった。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取り組みを総合かつ計画的に推進するために、平成11年(1999年)6月23日に公布・施行された法律のこと。5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務等について規定している。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、その機会が確保されることにより、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うこと。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から設けられた週間のこと。(6月23日～6月29日)
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年(1986年)に施行され、平成9年(1997年)6月に、女性に対する募集・採用・配置等の差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止等の雇用管理上の規定を新設する等の改正が行われた。平成18年(2006年)6月には、体力や勤務条件等により実質的に女子を差別する「間接差別」の禁止などを盛り込む改正が行われ、平成19年4月から施行されている。
男女共同参画推進優良モデル企業表彰事業	男女共同参画の推進に積極的に取り組む市内の法人事業所を表彰し、広くその取り組みを紹介する。男女共同参画意識の啓発を図るため、藤枝市で平成17年度より実施している。
男女共同参画推進モデル地区事業	地域に根ざした男女共同参画者社会づくりを進めるために、地域の課題や個人の意識を見直し、男女共同の社会活動を行う事業で、藤枝市で平成12年度より実施している。
地区社会福祉協議会	市民の生活により近い地域で福祉を実践するため、自治会や民生・児童委員、ボランティア等によって構成されている任意の団体のこと。市社協の下部組織ではなく、主体的に地域福祉を進める市民組織である。

用 語	意 味
地域子育て支援事業	市町村が保育所等を指定し、地域の子育て家庭の育児不安を解消するための相談や子育てサークル等の育成・支援を行う事業のこと。
デイサービス (通所介護事業)	在宅の要介護高齢者等をデイサービスセンター等の施設に通所させて、レクリエーション・入浴・食事・機能回復訓練等の日常生活上のサービス提供を行う事業のこと。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限等、心理的な苦痛を与えることも含まれる。
21 世紀職業財団	女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（以下「女性労働者等」という。）の能力の発揮のための雇用管理の改善、女性労働者等の職業生活と家庭生活との両立のための支援等の諸事業を行う財団法人のこと。当財団は、企業における良好な雇用関係の確立及び女性労働者等の能力の有効発揮並びに福祉の増進を図るとともに経済社会の発展に寄与することを目的として、昭和 61 年（1986 年）4 月の男女雇用機会均等法の施行を機に設立された。
農業女性の会	正式には「藤枝市農業女性の会（クロッシュ）」という。市内の女性農業従事者や農業に興味のある女性で組織し、情報交換や学習会等を通じて市農業の振興を図るもの。クロッシュとは、フランス語で帽子、英語で交差、布という意味があり、農作業時に帽子をかぶる女性農業者をイメージするとともに、会員相互の交流、母親の手作りの織物をイメージした温かみのある女性という意味合いが込められている。
ハイリスク妊婦	妊娠期・分娩期・産褥期や胎児期・新生児期に危険が生じる可能性を高く持っている妊婦のこと。すべての妊婦や乳児の 20%はリスク（危険）因子を持っているともいわれている。ハイリスク因子には、妊娠中毒症・多胎妊娠・高齢初産（35 歳以上）・子宮頸管不全症・前置胎盤や糖尿病・心臓病・肥満・るいそう（病的なヤセ）・妊娠末期の骨盤位等がある。
ハローワーク	公共職業安定所のこと。パートバンク、パートサテライトでは扱われない常用雇用として働きたい人の職業相談、職業紹介や、企業の求人受付も行う。

用 語	意 味
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を取り除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受け止められ、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。
ぱりて（Parite）	平成14年（2002年）6月に開設した「藤枝市男女共同参画推進センター」のこと。愛称の「ぱりて」はフランス語で同等、同質を意味する。誰もがあらゆる分野で個性や能力を発揮できる社会をめざして、団体や個人の男女共同参画活動を支援している。
パートバンク	パートタイム労働者の増加に対応するため、パートタイム雇用の需要の高い大都市に設置される、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う機関のこと。パートタイム雇用の円滑な需給調整と雇用の安定を図るための総合的なサービスを集中的かつ効率的に提供する。
パートタイム労働法	正式には「短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律」という。短時間労働について、雇用の改善に関する措置や職業能力の開発及び向上等に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者が能力を有効に発揮することができるようにすることを目的とした法律のこと。
ぴゅあ	平成14年（2002年）12月に開設した「ふじえだ市民活動支援センター」のこと。環境・健康・教育・福祉等の市民活動の拠点及びNPOがNPOを支援する中間支援センターとして、情報の収集・提供・相談業務等を行い、交流会や講座等も開催している。
ファミリーサポートセンター	仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる協力会員の双方を募り、有償で助け合うシステムのこと。
ふれあいサロン	地域のボランティアと高齢者・障害のある人・子育て中の親など、閉じこもりや孤立しがちな人たちが気軽に集まり、ふれあいを通じて地域市民同士の絆を深め支えあう地域づくりを進める活動のこと。
フレックスタイム	労使間の協定により労働者が一週間、一か月等を単位にして一定の時間帯の中で勤務の開始と終了を自由に選択できる制度のこと。

用 語	意 味
放課後児童クラブ	<p>小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に児童厚生施設等（専用施設・学校の余裕教室等）を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る場とする。</p>
保育ママ制度	<p>在宅の保育士・看護師等を「保育ママ」として認定し、保育ママの自宅等防災・安全・衛生面で一定の要件を満たす場所において、保育に欠ける児童の保育を実施する制度のこと。</p>
ボランティア	<p>ボランティアとは、自発性に基づく活動、またはそれに携わる人のこと。ボランティアの3原則として、自主性・無報酬・公共性のすべてが当てはまることをボランティアと定義するのが一般的。「無報酬」という認識が強く、自発的でなくともボランティア＝ただ働きと考える人もいるが、最近では”自分のため”、”生涯学習”といわれている。</p>
ポジティブ・アクション (積極的格差改善措置)	<p>男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>「すべての人のためのデザイン（構想・計画・設計）」という意味で、地域づくりやまちづくりなどを行っていく上で、常に「年齢・性別・障害の有無等に関わらず、すべての人に配慮されたデザイン」を基本的考え方として取り込んでいこうとするもの。</p>
老人福祉センター	<p>地域の高齢者に対して、生活等の各種相談に応じるとともに、健康増進・就労等の指導・機能回復訓練の実施・教養の向上及びレクリエーションのための事業等を行うことにより総合的な便宜を供与する施設のこと。</p>
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	<p>働く人が仕事上の責任を果たそうとする時、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと。この「生活」の中には、子育てや家庭生活だけでなく、地域活動や趣味・学習等の幅広い活動が含まれる。</p>
ワークシェアリング	<p>雇用を維持・創出し、労働時間短縮を進めるため、仕事を分かち合うこと。労働者一人当たりの労働時間を短くして雇用機会を増やそうという考え方。</p>

2 「男女共同参画後期行動プラン ジャンプ21（平成15年度～平成19年度）」の
特徴的施策5項目の数値目標

①藤枝市男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画社会の認知度

平成13年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	「知っているし意味も わかっている 22.6%	(目標値)	50%
		(現状値)	「知っている」 42.7%

②モデル企業事業

育児休業制度導入率

平成13年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	48.7%	(目標値)	70%
		(現状値)	義務化により制度導入

介護休業制度導入率

平成13年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	42.8%	(目標値)	70%
		(現状値)	義務化により制度導入

※ 育児休業法及び介護休業法により平成17年4月1日からそれぞれの休業制度の導入が義務化されました。

③育児や介護を支える地域づくり

放課後児童クラブ

平成14年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	11か所	(目標値)	15か所
		(現状値)	13か所

在宅介護支援センター

平成14年度		目標：平成19年度 現状：平成17年度	
(現状値)	5か所	(目標値)	7か所
		(現状値)	6か所

※在宅介護支援センターは、平成18年度より地域包括支援センターへ移行しました。

④モデル地区事業

事業実施地区数

平成14年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	3 地区	(目標値)	8 地区
		(現状値)	6 地区

⑤男女共同参画推進センターの活用

「ぱりて」の年間利用者数

平成14年度		目標：平成19年度 現状：平成18年度	
(現状値)	2,582人	(目標値)	3,600人
		(現状値)	3,320人



3 調査結果の概要

平成 18 年度 男女共同参画に関する市民意識調査について

1 調査目的

誰もがお互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例の制定や男女共同参画第 2 次行動計画の策定を行なうための基礎資料とすることを目的に実施した。

2 調査概要

- (1) 調査対象 藤枝市在住の 18 歳以上の男女、1,500 人（無作為抽出）
- (2) 調査方法 郵送調査
- (3) 有効回収数 909（回収率：60.6%）

3 調査結果の概要

(1) 回答者について

回答者の性別は、男女ほぼ半数ずつだった。また、家族構成は核家族世帯が 73%と、核家族化の進行が見られる。

(2) 職場・就労について

回答者の半数の人が、給料・賃金や昇格・昇進などで職場での男女の不平等感を感じている。性別による役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方）については、同感する男性が 39%、同感する女性が 26%となっており、性別による意識の差があらわれている。

(3) 子育てについて

子どものしつけは「両親が共同」であるのが理想だと回答が 84%と最も多いが、現実には「両親が共同」は 40%、「母親」が 37%、「父親」は 3%となっており、現実での父親参加の難しさが見られる。

(4) 老後について

「健康でいられるか不安」や「年金など、十分な生活費が確保できるか不安」が約 7 割を占めている。「介護保険で十分な介護が受けられるか」については、男女ともほとんどが不安を感じている。

要介護者の介護に関する社会の支援については、社会の支援を必要とする回答が多く見られる。

(5) 地域・社会参加について

何らかの地域グループ活動を行なっている人が 60%を超えている。

地域活動において女性が会長になることについては、男性からは積極的な参画を奨励する声が多いが、女性からは現実には困難だとの声が多く、現実の難しさをあらわしている。

(6) 健康について

日頃の精神的なストレスや悩みは「健康のこと」や「仕事上のこと」で割合が高くなっている。特に女性の心身が健康であるために必要なことは、思春期、妊娠・出産、更年期など各々の時期に合わせた健康づくりの推進や相談体制の整備等があげられている。

(7) 人権侵害と児童虐待について

ドメスティックバイオレンス（DV）の認知率は半数を超えており、身近での暴力経験は12%となっている。対策として、①相談機関や保護施設の整備②影響を及ぼす情報の制限③相談しやすい環境づくり、などが望まれている。

また、児童虐待については、核家族化の弊害と親側の問題も浮かびあがっている。

(8) 男女平等・男女共同参画の実現について

男女共同参画の認知度は「知っているし、意味もわかっている」が43%と平成13年度の調査から20%上昇している。また、各分野での男女の平等感については、依然男性が優遇されているとの声が多くなっている。

(9) 社会全般について

男女共同参画を推進するために市に望む施策として、①男女平等の普及・啓発②育児施設・サービスの整備③情報提供、教育機能の整備④学校教育の充実、の4項目を望む声が多くなっている。

4 考察

(1) 「男女共同参画社会」の認知度がモデル地区事業実施地区で高いことから、引き続きモデル地区事業を実施し、地域に根づく事業の推進を図る必要がある。

(2) 条例制定の目途とした男女共同参画の市民認知度が高まっているものの、男女が共に働き、家事・育児や介護を両立させていくには、非常に厳しい環境であることがわかった。これらの対策には、企業の理解や家族の意識改革を図る必要があり、そのための施策を充実しなければならない。

(3) 子どもを生き育てやすい環境づくりのためには、保育サービス・児童クラブの充実や子育てのための経済的支援等が行政に強く求められており、これらの施策を重点的に取り組まなければならない。

(4) 老後の社会支援や人権に関わる相談体制についての施策も強く求められる。

(5) 21世紀の最重要課題である男女共同参画社会の実現には様々な意見があるが、“共に輝く藤枝市”を目指し市民との協働により参画社会づくりの推進が必要であり、男女共同参画条例の制定は重要事項である。

4 藤枝市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第16条）

第3章 男女共同参画会議（第17条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

私たちのまち藤枝市は、温暖な気候と緑豊かな美しい自然に恵まれ、夢と活力ある文化の都市の実現に向けて発展を続けている。このまちで、だれもが等しく人権を尊重され、共に責任を分かち合い、生き生きと暮らすことが私たちの願いである。

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、それぞれの個性と能力を発揮する機会が保障されることは、一人一人のかけがえのない人生を築くための基盤である。多様な生き方が選択できることにより、男性にも女性にも、より充実した質の高い生活への扉が開かれることとなる。

本市は、これまでに男女共同参画プランのもと、市民の活動拠点として藤枝市男女共同参画推進センターを開設し、市民との協働で男女共同参画推進モデル地区事業などを実施してきた。

しかしながら、今もなお多くの分野において、課題が存在している。

そこで、今後も更に男女共同参画意識が深く根づく事業を展開し、男女が共に生き共に輝くまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 男女共同参画の推進について基本理念及び市の基本的施策を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、男女が共に生き生きと暮らせる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体に対する暴力及びそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 市民 市内に居住、通学、通勤し、又は市内で活動するすべての者をいう。
- (6) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。
- (7) 市民団体 地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、市、市民、事業者及び市民団体が協力して推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女がお互いの人権を尊重し合い、一人一人が持っている個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会活動において自由な選択ができること。
- (3) 政策等の立案及び決定への参画 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定等に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。
- (5) 性の尊重と生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性について理解を深め、尊重し合うとともに生涯にわたる心身の健康が配慮されること。
- (6) 国際協調 男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係を有していることから、国際的な理解及び協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市の施策に関し、男女共同参画の視点に立って実施するとともに、市民、事業者及び市民団体と協力して男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を実施する責務を有する。

- 2 国、県及びその他の自治体と連携や協力を図るとともに、市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画推進のための活動を支援して、地域に根づく男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 3 男女共同参画推進施策を進めるための必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 外国との交流の場においても、男女共同参画の推進のために、相互の理解と協調を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 積極的改善措置を講ずるなど男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 就労者の職業生活と家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 男女共同参画の推進に努めるとともに、方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画への配慮)

第8条 何人も、家庭、学校、職場その他の社会のあらゆる教育の場において、男女共同参画の基本理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える行為を

行ってはならない。

(公衆に表示する情報の表現に関する配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、藤枝市男女共同参画会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努める。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

(拠点施設)

第12条 市は、藤枝市男女共同参画推進センターを男女共同参画に関する市民の活動拠点とし、男女共同参画社会づくりの推進に向けた市民活動を支援する。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について取りまとめ、これを公表する。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うとともに、その成果を公表する。

(情報提供及び広報活動)

第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第16条 市は、男女共同参画社会づくりの推進にかかわる問題についての苦情又は相談を受けたときは、関係機関と連携を図りながら適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第17条 男女共同参画を円滑に推進するため、藤枝市男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第18条 会議は、行動計画に関する事項その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項について協議する。

2 会議は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第20条 この章に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

5 男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号
施行：平成11年6月23日
改正：平成11年7月16日法律第102号
施行：平成13年1月6日
改正：平成11年12月22日法律第160号
施行：平成13年1月6日前文

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等わが国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっと

り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の経営に促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大

臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）
第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第四条 総理府設置法の一部改正]

附則 [平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号] [抄]

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条から第三条までの規定並びに次条及び附則第三十一条から第三十八条までの規定 内閣法の一部を改正する法律の施行前の日と別に法律で定める日
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

附則 [平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号] [抄]

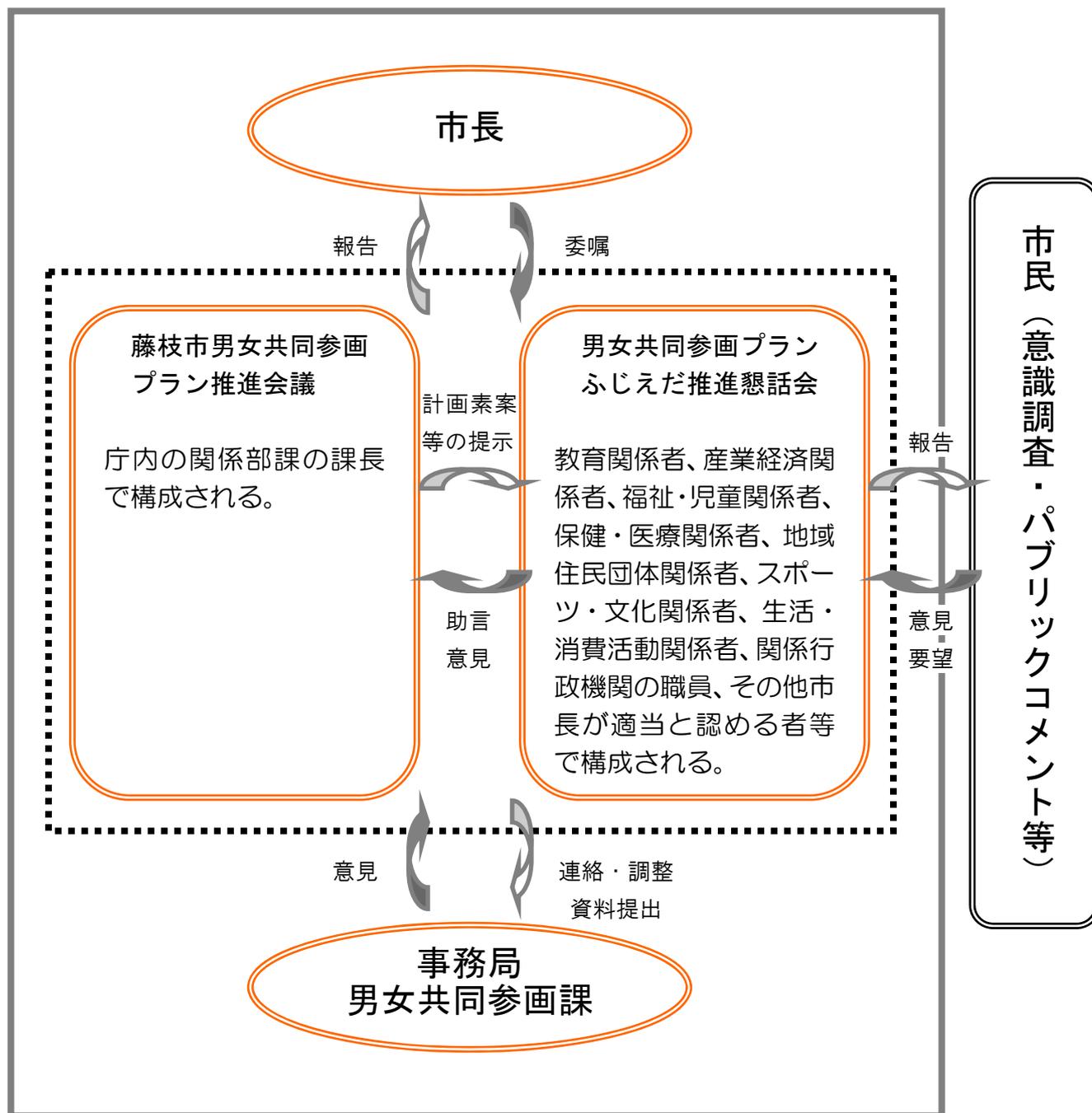
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

6 計画の策定経過

開催年月日	会議等	内容等	
平成18年度	4月20日 ～5月10日	男女共同参画に関する市民意識調査	計画策定の基礎資料とするために実施
	4月 ～3月	男女共同参画第2次行動計画素案の作成	事務局による計画素案の作成
	12月12日	18年度第2回男女共同参画プラン推進会議	計画の策定スケジュールと骨子の説明
	1月18日	18年度第6回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画の策定スケジュールと骨子の説明
	2月19日	男女共同参画第2次行動計画検討会議	関係各課と事業案の内容について協議
平成19年度	4月13日	19年度第1回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画素案に関する意見陳述・集約
	4月18日	19年度第1回男女共同参画プラン推進会議	計画素案に関する意見陳述・集約
	4月27日	19年度第2回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画素案に関する意見陳述・集約
	5月21日	19年度第3回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画素案に関する意見陳述・集約
	5月30日	19年度第2回男女共同参画プラン推進会議	計画素案に関する意見陳述・集約
	7月20日 ～8月10日	パブリックコメントの実施	計画素案に対する意見の集約
	9月26日	19年度第4回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画素案に関する意見陳述・集約
	10月 5日	19年度第3回男女共同参画プラン推進会議	計画素案に関する意見陳述・集約
	1月18日	19年度第5回男女共同参画プランふじえだ推進懇話会	計画素案に関する最終確認
	1月22日	19年度第4回男女共同参画プラン推進会議	計画素案に関する最終確認
2月14日	藤枝市男女共同参画第2次行動計画（案）を市長決裁		

7 策定体制



8 男女共同参画プランふじえだ推進懇話会委員名簿

(平成18・19年度)

No.	氏 名	選 出 団 体 名 等	備 考
1	松永 由弥子	静岡産業大学情報学部准教授	会 長
2	中島 眞次郎	江崎グリコ(株)グループ東海地区お客様相談員	副会長
3	浅川 建史	志太医師会	
4	荒畑 英治	志太経済懇話会	～H19. 3
5	泷脇 一啓		H19. 4～
6	池谷 照代	藤枝市男女共同参画推進センター運営協議会	
7	小川 真理子	司法書士	
8	奥山 和弘	静岡県立藤枝東高等学校	
9	糟谷 文江	ふじえだ女性史研究会	～H19. 3
10	井出 紀美子		H19. 4～
11	菊地 建夫	藤枝市自治会連合会	
12	木下 義明	藤枝市民生・児童委員連絡協議会	
13	小泉 孝之	社会保険労務士	
14	小杉 脩	藤枝商工会議所青年部	
15	杉本 きぬ江	藤枝市農業女性の会	
16	松岡 紋子	特定非営利活動法人 精神保健福祉 藤枝心愛会	
17	堀江 洋子	藤枝市教育委員会	～H18. 9
18	山本 順子		H18. 10～

9 男女共同参画プラン推進会議委員名簿

No.	所属部	役職名	平成18年度	平成19年度
1	市民部	市民部長	八木 久美	八木 久美
2	総務部	総務課長	鈴木 宏美	仲田 茂
3		人事課長	多々良 豊	山崎 道幸
4	企画財政部	企画政策課長	青島 一隆	栗田 隆生
5	市民部	市民安全課長	高橋 哲也	内藤 徹郎
6	健康福祉部	社会福祉課長	尾原 國仁	尾原 國仁
7		児童課長	服部 清吉	森下比佐美
8		介護福祉課長	赤松 謙二	赤松 謙二
9		健康推進課長	森田 博己	森田 博己
10	環境経済部	商工課長	栗田 隆生	高橋 哲也
11		農林課長	芳賀 弘	芳賀 弘
12	都市建設部	建設管理課長	相馬 学	相馬 学
13		都市計画課長	水野 晴久	水野 晴久
14	教育部	学校教育課長	山本 満博	山本 満博
15	生涯学習部	社会教育課長	池谷 敬一	池谷 敬一
16		スポーツ振興課長	木野 良博	塚本 定生
17		稲葉公民館長	粥川 弘之	粥川 弘之
18		青島南公民館長	池田 良久	池田 良久
19	消防本部	消防総務課長	甲賀 優一	甲賀 優一
20	病院事務部	病院管理課長	奥川 正志	奥川 正志

**藤枝市男女共同参画第2次行動計画
(平成20年3月 発行)**

発行 藤枝市役所 市民部 男女共同参画課
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
TEL : 054-643-3111 (代) FAX : 054-643-3327
Email : danjo@city.fujieda.shizuoka.jp